

# 日本セーフティプロモーション学会誌

Japanese Journal of Safety Promotion

第14巻第1号 2021年4月

Vol.14 No.1 April 2021



## 目次

1. 巻頭言	市川政雄	1
2. 連載 第1回 セーフティプロモーションと私	衛藤 隆	3
	反町吉秀	8
3. 論壇		
Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気づき」覚書き その10～	石附 弘	13
4. 庶務報告		
・学会会則		21
・学会細則		27
・役員名簿		29
・各種委員会		29
・学会誌投稿規定		30
5. 第14回学術大会 抄録集		33



## 学会誌が少し変わります！

筑波大学医学医療系  
日本セーフティプロモーション学会誌 新編集委員長  
市川政雄

日本セーフティプロモーション学会誌は2008年に創刊されてから、13年目を迎えました。2016年までは年1回の発行でしたが、2017年から年2回発行するようになりました。そして、2021年の今号より私が編集委員長の大役を任されることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、当学会は他の学会と比べ規模がとても小さく、学会誌への投稿もかなり少ないのが実状です。これは当学会に限ったことではなく、小規模な学会にはありがちです。大規模な学会は学会事務局に専従スタッフを抱え、編集委員会の事務作業も担いますが、小規模な学会ではそれを会員がすべて手弁当で行っています。会員は本務があるので、ときにそれらの両立が課題となり、その両立を可能とする作業の効率化が必要です。そこで、本学会誌の発行に際しては以下の変更で効率化を図ります。なお、この変更は2021年3月21日に開催された総会で承認されました。改訂された投稿規定は本誌と学会ウェブサイトに掲載してあります。

### 1. 学会誌の電子化

これまで学会誌は冊子体でも発行していましたが、次号から電子版のみとして、本学会ウェブサイトにて電子版（PDFファイル）を公開します。これにより学会誌はいつでもウェブサイト上で閲覧でき、冊子体の発送作業と残部の保管ならびにそれにかかる費用が節約できます。

### 2. 投稿要件の変更

これまで投稿原稿の筆頭著者は会員に限るとしていましたが、その要件をなくします。掲載料については、共著者に会員が含まれている場合は徴収しませんが、共著者に会員が含まれていない場合は一律1万円を徴収します。ただし、研究費などをお持ちでない場合は申請により掲載料を減免します。なお、これまで締切日を設けていましたが、今後は随時受け付けることを明示し、いつでも気軽に投稿できるようにします。

これまで冊子体の学会誌に愛着を持たれていた会員の皆様には残念なお知らせですが、学会誌の持続化にどうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 連載 第1回 セーフティプロモーションと私

2019年9月に日本セーフティプロモーション学会は、「セーフティプロモーション 安全・安心を創る科学と実践」と題した本を出版しました。これは、災害や事故、暴力から守られ、安全で安心できるための科学とその実践について解説した日本初の本で、教科書や研修テキストとしても採用されています。この本は本学会の会員を中心に執筆したのですが、そもそも私たちはどのようにセーフティプロモーションに関わるようになったのでしょうか。この連載では、この本で記すことができなかつた個人的な履歴をインタビュー形式で紹介していただきます。

連載第1回は、本学会の設立当初より理事長として学会をけん引してきた衛藤隆先生と、同じく副理事長の反町吉秀先生にお話を伺いました。(聞き手：編集委員会・市川)

略歴：衛藤 隆

1950年 東京都練馬区生まれ  
 1976年 東京大学医学部医学科 卒業  
 1981年～1986年 東京大学医学部附属病院 助手  
 1986年～1995年 国立公衆衛生院 乳幼児衛生室長、  
 学校衛生室長、青少年保健室長  
 1995年～2010年 東京大学大学院教育学研究科 教授  
 2010年 東京大学名誉教授  
 2010年～2015年 恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭  
 総合研究所 母子保健研究部長、副所  
 長、所長  
 2012年～2020年 大阪教育大学客員教授（非常勤）  
 （一社）日本学校保健学会理事長、日本セーフティプロ  
 モーション学会理事長

**市川：**まず、衛藤先生がセーフティプロモーションに関わるようになったきっかけを教えてください。

**衛藤：**私は1980年代後半、当時日本の小児における死亡原因として上位（ほぼ第一位）を占めていた「不慮事故と有害作用」に対する公衆衛生的対策の必要性を強く感じていました。当時所属した国立公衆衛生院において平成元年度から厚生省心身障害研究の子どもの事故防止に関する研究班に加えていただき、事故の定義、学校教育を通じた心肺蘇生法の普及、その他のテーマに関する研究に約10年間参加しました。

1998年5月にはオランダのアムステルダム郊外で開催された第4回世界事故防止会議（The 4th World Conference on Injury Prevention and Control）に参加しました。これは1989年にストックホルムで開催されて以来、2年に1回開催されている事故防止に関する国際学会でした。会場の展示ブース付近にあった資料コーナーに同年秋に開催予

定のInternational PhD Course on Safety Promotion Research, November 2-13, 1998, Stockholmと書かれた二つ折りの小さなリーフレットを見つけ、1部持ち帰りました。このときがSafety Promotionという言葉を見た最初でした。

**市川：**偶然リーフレットを手に取ったのがきっかけだったんですね。

**衛藤：**はい。さらっと開催要項を見ると、このコースは2週間にわたりカロリンスカ医科大学（図1）で開催されるとあり、参加費は無料と書いてありました。ただちに頭の中で、当時は東京大学教育学部に勤務していたので、講義を各週2回休むことになるが、旅費と滞在費を工面すれば参加できそうだ、ということがよぎりました。そして、記念すべき第1回のコースに参加しました。

**市川：**そのコースではどのような収穫がありましたか。

**衛藤：**「事故」という事象を科学的研究対象として客観的にとらえ、その性質や成り立ちを考え、対策



図1 当時のカロリンスカ医科大学構内

を講ずること、それらを部門横断的、組織的に取り組むことで成果をあげることが可能であることをスウェーデンなどでの取り組みから学びました。

このコースでは講義プリントや教材をバインダーで束ねたものがテキストとして配られました。これは翌年に1冊の書籍となり、第2回のコースからテキストとして使用されました(図2)。

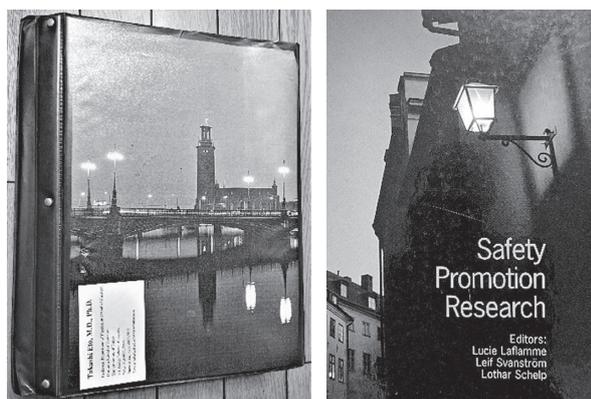


図2 コースの教材(左)とテキスト(右)

帰国後、小児の事故防止にも地域ぐるみのSafety Promotionの考え方が必要であり、それを日本で実現するためにはどのような方策があるだろうかと悶々と考えていました。

上記のコースにはその後も日本から参加する人が続き、またアジア地域での事故防止やSafety Promotionに関する会議も開かれるようになり、それらの参加者の間で学会設立について話し合いがもたれるようになりました。これらの経緯については本誌第10巻1号に記述しました。(衛藤 隆：学会設立から10年目を迎えて—これからの日本におけるセーフティプロモーションを考える—。日本セーフティプロモーション学会誌10(1):1-5, 2017)

**市川**：(本誌バックナンバーは学会ウェブサイトでご覧になれますので、ぜひご覧ください。)さて、衛藤先生は小児科医として、学会設立前から小児の事故を中心に臨床や教育現場などで関わりがあったと思います。厚生省の研究班にも深く関わっていたとのことですが、その当時はどのような事故に着目し、どのような対策を提言、実施されたのでしょうか。

**衛藤**：0歳児は窒息、1歳以降の幼児では溺水、交通事故が死亡原因の上位を占めていました。窒息については、総数は減りましたが、相変わらず乳児の不慮の事故による死亡原因に占める割合は高いで

す。

溺水については屋内、特に浴室の浴槽における溺れに注目し、予防対策、具体的には使用後の水抜きや浴室侵入防止策の普及の必要性を主張しました。交通事故については自動車乗車中の衝突による重傷化防止のため、諸外国でも普及が図られてきたチャイルドシート着用の推進や法整備などを主張しました。

その成果は、たとえば乳児死亡に占める不慮の事故の割合は1990年に6.2%であったのが、2018年には3.7%に減少しています。また、1歳から4歳までの不慮の事故による死亡は人口10万人あたり1990年に13.8(第1位)であったのが、2018年には2.2(第2位)に低下しています。

**市川**：これは大変大きな成果ですね。この成功のカギはどこにあったのでしょうか。

**衛藤**：私たちの主張や提言が直ちに政策に反映されたわけではありません。当時はいくら研究成果を発表しても全く状況に変化はなく、実質的な成果はないという心境でした。

しかし、調査研究に基づく啓発活動や学術組織を通じたガイドラインづくりなどを積み重ねるなかで、徐々にマスメディアの論調や地域での活動などに変化が見られはじめました。

そして、厚生労働省による国民健康づくり運動「健やか親子21」(2001年～2014年)の4つの課題の中の3番目「小児医療水準を維持・向上させるための環境整備」において、地域保健で具体的に取り組むべき内容として子どもの事故防止が取り上げられました。

これを引きつぎ、2015年から開始された「健やか親子21(第2次)」においても、「基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」において、参考とすべき指標の2番目に「不慮の事故による死亡率(人口10万対)」が位置づけられ、各地の取り組みにおいて監視することになっています。

**市川**：子どもの交通事故対策が強化されるようになったのもこの頃からだと思います。

**衛藤**：はい。チャイルドシートの法制化については、2000年4月1日に道路交通法が改正され、運転者が6歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合、その使用が義務付けられました。世界でチャイルドシートの着用が初めて義務化されたのはオーストラリアのビクトリア州で、1976年のことでした。それと比べ

ると、やっとなんかという感じです。しかも、日本では罰則がありません。ともあれ、運転者の遵守事項として使用が義務化されました。

さらに、2008年6月1日の道路交通法改正により、13歳未満の子どもに対するヘルメットの着用努力義務が施行されました。これは事故の防止というより、重傷化の防止という点で意味がある介入として諸外国で実証されており、私たちはその紹介に努めてきましたが、法制化にはずいぶん時間がかかりました。

**市川：**ところで、衛藤先生は医師ですが、教育学部に所属し、文部科学省の中央教育審議会の委員としても学校安全に関わってきました。学校安全におけるこれまでの課題と成果についても教えてください。

**衛藤：**1995年4月から2010年3月まで東京大学教育学部身体教育学コースにて教授として教育・研究に従事しました。安全に関する研究では「小児の事故とその予防」、「諸外国における子どもの事故防止対策と事故情報収集制度」、「チャイルドシート着用推進活動の展開モデルの確立」などがあります。

学校安全へのかかわりとしては、研究費をいただいていた研究以外に、行政への協力、政府の審議会などへの参加もあります。中央教育審議会には2001年から4年ほどスポーツ・青少年分科会臨時委員を務めたあと、2005年から2015年までの10年間は正委員となり、さまざまな審議に参加しました。

また、東日本大震災後の2011年9月22日に文部科学大臣から中央教育審議会に「学校安全の推進に関する計画の策定について」という諮問がなされました。そして、直ちにスポーツ・青少年分科会に学校安全部会が設置され、計9回の部会の会議を経て、答申案を作成しました。この過程でセーフコミュニティの国際認証を受けた京都府亀岡市や神奈川県厚木市からヒアリングを受ける機会も設けられました。

私は当時、スポーツ・青少年分科会の長をしていたので、この部会の長も担当することになり、司会進行と意見の取りまとめの任を負いました。答申案は分科会と審議会を経て、答申としてまとめ、2012年3月21日に中央教育審議会の会長より大臣に手交されました。

**市川：**答申内容の特徴は何でしょうか。

**衛藤：**学校における安全教育と安全管理を2本柱と

し、より実証的な学校安全施策を推進することに重点を置いたことです。また、答申の文章の中に「セーフティプロモーションの考えに基づいた施策展開」という表現を盛り込みました（図3）。

**市川：**図の中央にそのことが明記されています。これは、大阪教育大学学校安全推進センターが中心となって推進している「セーフティプロモーションスクール」の発展にもつながっているのかと思います。

**衛藤：**そのことについては、ぜひ今後の連載で、センター長の藤田大輔先生（本学会副理事長）にお話を伺ってみてください。

なお、この答申ですが、ほぼそのままの内容を受けて内閣の閣議にて「学校安全の推進に関する計画」（2012年4月27日）が決定されました（図4）。この計画は学校保健安全法に基づき立てられるものです。

第1次計画（2012～2016年度）の次の「第2次学校安全の推進に関する計画」は第1次計画と同様のプロセスを経て審議され、2017年3月24日に閣議決定されました。私は部会審議の途中で中央教育審議会の委員の任期を迎えましたので、第2次計画には最後まで関わることはできませんでした。

**市川：**これまでお話をお伺いして、衛藤先生は特に子どもの事故防止や学校安全に厚生労働省や文部科学省などの行政機関と関わりながら取り組んでいらっしゃいました。それにより政策立案へ大きく寄与してこられました。容易ならぬこともあったのではないかと思います。

**衛藤：**そうですね。当時の厚生労働省の研究費の多くは年度単位で成果を出すことが求められ、目に見える形で成果を出すことはなかなか難しかったのが実際のところでした。文部科学省の仕事の多くは審議会や省の直接的な研究でしたので、行政の審議ペースに乗って導いていく感じでした。

また、審議会の分科会や部会の司会進行役のときは、自らの意見陳述の機会は意外と少なく、全体の議論の流れを考えながら、セーフティプロモーションについて紹介したり、ヒアリングで先進的事例を紹介したりして、会議の場にセーフティプロモーションの概念を持ち込むといった感じでした。

**市川：**最後に、日本におけるセーフティプロモーションの課題と展望について、衛藤先生のお考えを教えてください。

衛藤：日本にもようやくセーフティプロモーションの考え方が中央政府や地域行政の中に根つき始めてきたことは評価できると思います。科学的なプロセスを踏んで政策立案し、PDCAのような評価の視点をもったやり方を取り入れ、市民参加も根つき始めたことは結構なことだと思います。これを継続させることがまず何よりも大事です。

さらに、日本の特徴として各種自然災害への対応が差し迫った状況にあることです。地震、津波、火山などのほか、地球温暖化に伴う風水害の被害も近年では顕著になっています。これらにセーフティプロモーションがどのように貢献できるのかは大きな課題であると思います。

今後の展望として、セーフティプロモーションは科学的思考や方法に立脚した組織横断的な取り組みを組み合わせて活動を展開するものですが、その考え方の基には人類愛があると思います。さまざま

な考え方の人びとが社会を構成する中で共通理念として何を思い描くのか、特に新型コロナウイルスの世界的蔓延が進行する日々の中で、この人類愛と名付けた理念をどのようにもつかは鍵であると思います。

熊本地震や台風水害のあと、若い人びとも含め多くの人がボランティアとして参加したり、クラウドファンディングなどにより寄付が寄せられたりした事実は勇気づけられることでした。災害の際の人道の支援の思いは国境を越え届けられていることも忘れてはなりません（図5）。

市川：これまでセーフティプロモーションでは科学的思考や方法が強調されてきました。しかし、その根底には人類愛や人びとの絆などの思想や哲学があり、そのことを忘れてはならないと再認識しました。貴重なお話をどうもありがとうございました。

### 学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（概念図）

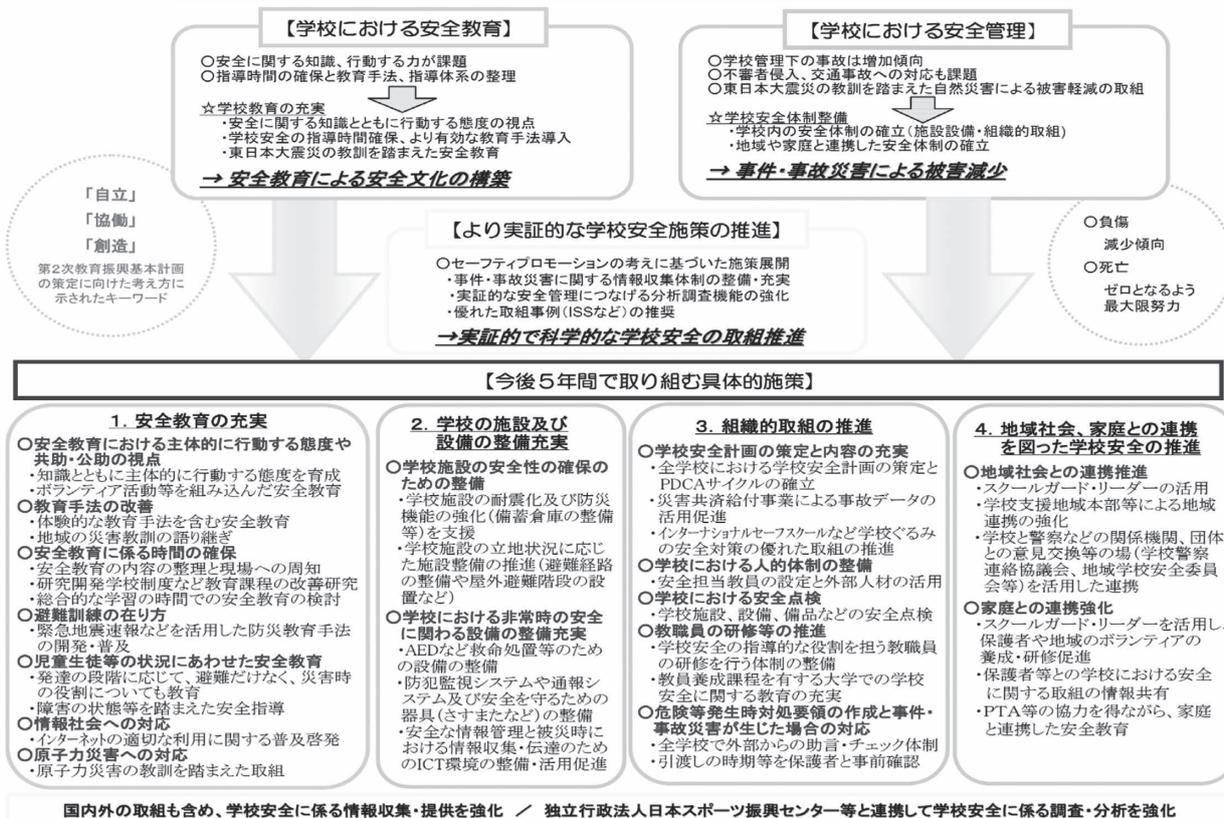


図3 中央教育審議会答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」（2012年3月21日）の概要

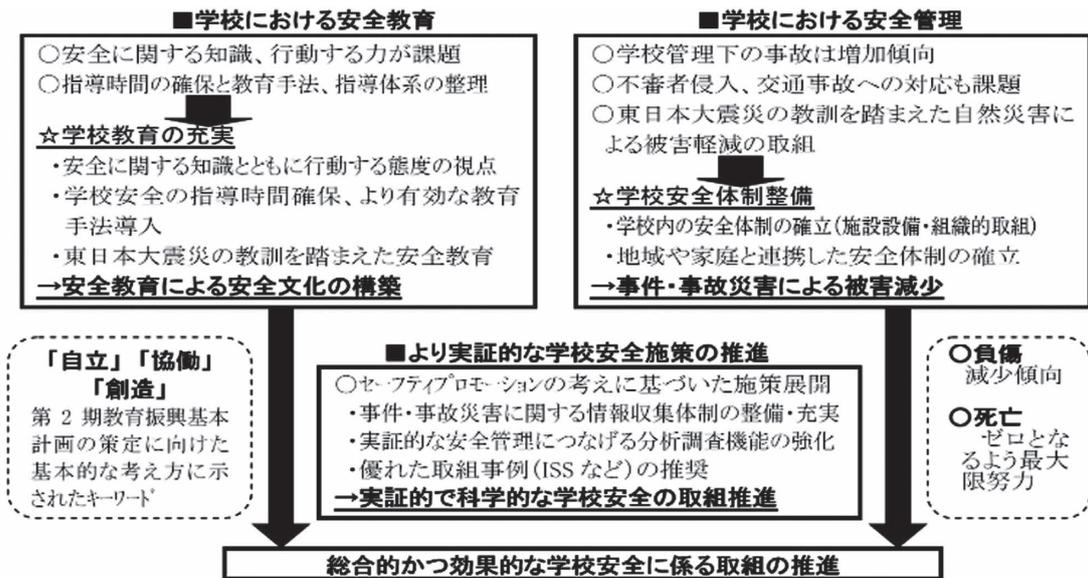


図4 第1次学校安全の推進に関する計画の概念図  
閣議決定「学校安全の推進に関する計画について」(2012年4月27日)

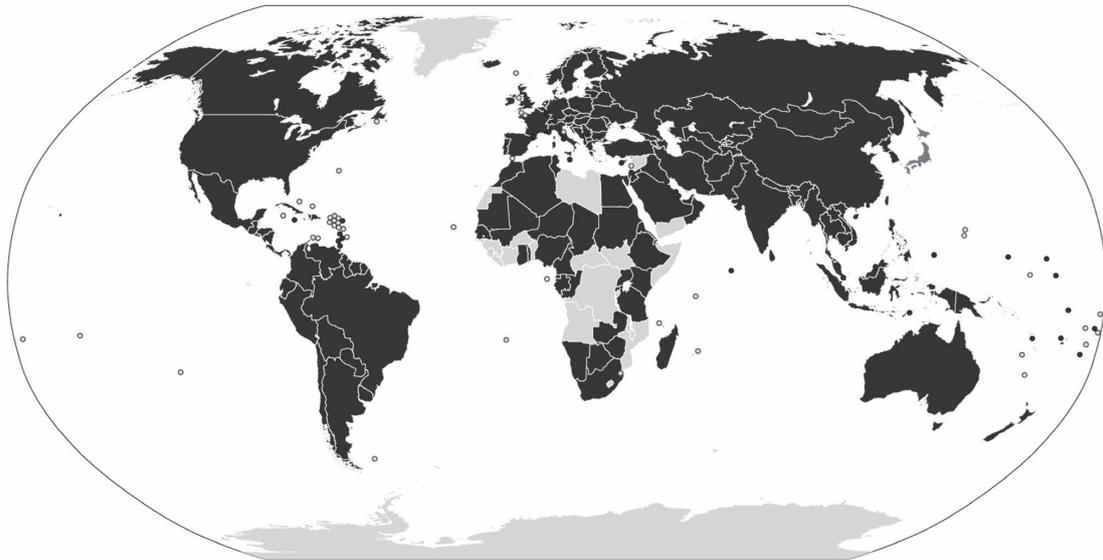


図5 東日本大震災後に人道的支援を表明した国々  
出典：<https://w.wiki/wbX>

略歴：反町 吉秀

1988年 京都府立医科大学卒。東京都監察医務院医師、山口大学医学部法医学教室助手等を経て、1996年 京都府立医科大学講師。カロリンスカ医科大学公衆衛生学部客員研究員（2000-2001年）。2004年より青森保健所保健医長、青森県庁健康福祉部副参事（兼務）を経て、青森県上十三保健所長（2008-2011年）。2011年 大妻女子大学家政学部教授。2016年 自殺総合対策推進センター地域連携推進室長。2018年より青森県立保健大学健康科学部教授。

**市川：**まず、反町先生がセーフティプロモーションに関わるようになったきっかけを教えてください。

**反町：**きっかけは、2つあります。1つ目は、1992年に都営住宅で起きた、自然排気式風呂釜の不完全燃焼でご夫婦が亡くなられた事件です。当時、私は東京都監察医務院の医師として死体検案を担当しました。これは放置すると類似の事件が続発する恐れがあると考え、国民生活センターに事故解析委員会を作っただき、予防のための提言をしていただきました。

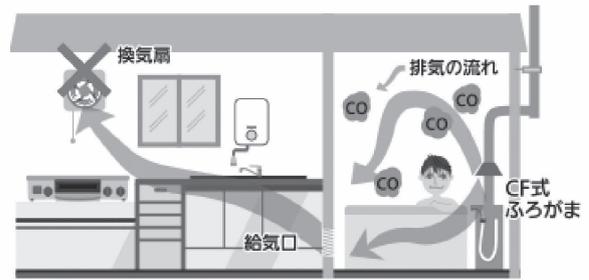
2つ目は、1995年1月に起きた阪神・淡路大震災後、神戸市灘区で大勢の犠牲者の死体検案を担当したことです。日本には地震が起きても人びとの命が失われないようにする社会的仕組みが欠如していることを痛感しました。

**市川：**1つ目の事故について、国民生活センターに予防勧告をしていただいたとのことですが、その経緯を教えてください。

**反町：**この事故は、不完全燃焼防止装置の付いていない自然排気式風呂釜で起こりました。そこで、国民生活センターが「自然排気式ガス風呂釜に関する一酸化炭素中毒事故解析委員会」を設置しました。法律家、法医学者、公衆衛生学者、ガス機器メーカー技術者などが委員となり、事故原因の究明と類似事例の発生予防について多角的な検討が行われました。私は委員をサポートする裏方となりました。

**市川：**この委員会では何を行ったのでしょうか。

**反町：**まずは、事故の再現実験による原因の究明です。浴室のドアを閉め、事故当時と同じようにシャワーを流したままにして、台所の換気扇を回しました。すると、浴室内の空気が浴室ドアの下にある空気孔から流れ出し、浴室内の酸素濃度が低下しました。その結果、風呂釜は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が浴室に充満し、これが事故の原因でした。



©東邦ガス

この再現実験とあわせて、過去に発生した一酸化炭素中毒死の事例を検証しました。その結果、1983年から1991年の9年間に東京23区内で、浴室内で発生した一酸化炭素中毒死は27例に上り、そのうち15例が風呂釜によることがわかりました。

**市川：**平均すると1年に3件程度なので、事故の原因究明は先送り、あるいは見過ごされてきたのでしょうか。

**反町：**その通りだと思います。国民生活センターによる事故解析委員会設置前は、同様の事例が発生した際、死因の究明は行われても、残念ながら、再発予防のための取り組みがなされていなかったのだと推測しています。

**市川：**再現実験の結果などを踏まえて、解析委員会はどのような提言をなされたのでしょうか。

**反町：**おもに3つあります。まず、ガス風呂釜事業者やガス供給事業者に対しては、各家庭への個別の警告と指導、また業界として安全対策を推進するよう提言しました。次に、住宅賃貸事業者に対しては、自然排気式ガス風呂釜の実態を把握し、安全なガス風呂釜に取り換えることを提言しました。最後に、消費者に対しては、不完全燃焼防止機能の付いていない自然排気式風呂釜が危険であることを周知するとともに、安全なガス風呂釜に取り換えることを提言しました。

これらの提言は、通商産業省から通知という形で全国に発出されました。その後、少なくとも東京23区内において、風呂釜の不完全燃焼による一酸化炭素中毒死事故は激減しました。

**市川：**これはグッドプラクティスの一例だと思いますが、この成果についてはどこかで発表されたのでしょうか。

**反町：**はい、この事故と対策委員会の取り組み、その成果については、1998年にアムステルダムで開催された第4回世界傷害予防制御学会で発表しまし

た。また、論文にもまとめました<sup>1)</sup>。

**市川**：2つ目の阪神・淡路大震災の際に感じた「社会的しくみの欠如」について、もう少し詳しく教えてください。

**反町**：1995年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災から3日後の1月20日から3日間、私は神戸市灘区で亡くなった方々の死体検案活動に参加しました。

現場はがれきの山でした。倒壊を免れた施設の中で、多い日は一晩に約50人のご遺体を拝見して死体検案書を作成しました。担当させていただいた方のほとんどが、建物の構造物による胸部圧迫による窒息で亡くなられていました。

この震災の全死者約6000人の8割以上は、最初の一撃で建物の構造物による胸部圧迫による窒息などで死亡されていたのです。個人的なことですが、わずか3日間の活動後、当時の住まいの京都に戻ってから、急性ストレス反応による離人症状を経験しました。

その後、建築家、救急医、法医学者らによる「人的被害研究会」に参加しました。研究会を通してわかったことは、どのタイプの建物、たとえば瓦葺き一軒家などの、どの階に住んでいるかで致死率が決まったこと、20万円あまりの耐震補強工事をしていれば、建物は壊れても人の命は救えたこともわかりました。耐震工事をしていれば、実に3000人以上の人びとの命が救われた可能性があったと推計されました。

**市川**：それは震災が起きなければ、わからなかったことなのでしょう。

**反町**：当時、大地震の予知には多大な研究費が積み込まれていましたが、まったく役に立ちませんでした。一方、大地震が起きたときに人の命を救うための研究や対策に十分な予算は確保されていませんでした。私が阪神・淡路大震災で痛感したのは、日本では地震が起きても人命が失われないようにする視点や社会的な取り組みが欠如しているということでした。

**市川**：その後、セーフティプロモーションとの関わりはどのように展開していったのでしょうか。

**反町**：震災後、そんな思いをしているなか、「傷害予防」と題された論文<sup>2)</sup>に偶然出会いました。この論文は世界でもっとも権威ある医学雑誌、ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスンに掲載

されたものです。

その論文には、事故を偶然とは捉えず、事故は起こっても、人が死んだり怪我をしたりしないための対策、すなわち傷害予防について書かれていました。それは当時、日本では目にしたことがない全く新しい考え方でした。しかも、傷害予防が実務レベルにとどまらず、科学としてレビューされているということに飛び上がるほど驚きました。日本に欠けているのは、この学問だったのだと。

それから間もなく、第4回世界傷害予防学会のことを知り、風呂釜の不完全燃焼の事故分析と対策について発表することにしました。

**市川**：学会はいかがでしたか。

**反町**：その学会で初めて目にしたのが、セーフティプロモーションという、これまた新しいコンセプトとそれに基づく実践でした。スヴァンストローム教授率いるカロリンスカ医科大学公衆衛生学部から、このテーマに関する演題が20以上出されていて、いずれも高いレベルの実用性と科学性を持つ発表で、圧倒されました。

私はこの時、世界のセーフティプロモーションの総本山と思しきカロリンスカ医科大学公衆衛生学部留学し、セーフティプロモーションについて学ぶことを決意したのでした。

**市川**：学会に参加して、突き動かされたのです。

**反町**：はい。幸い2000年から2001年にかけて1年間、WHOコミュニティセーフティプロモーション協働センターが併設されたカロリンスカ医科大学公衆衛生学部で学ぶことができました。そこでは、世界中から訪れる人と交流しながら、科学としてのセーフティプロモーションと国際的なセーフコミュニティ活動の実際について学ぶことができました。

帰国後、カロリンスカ医科大学のセーフティプロモーション国際コース1期生の衛藤隆教授と2期生の稲坂恵氏と相談しながら、日本におけるセーフティプロモーション、セーフコミュニティ活動の普及啓発活動を開始することにしました。その延長線上に、日本セーフティプロモーション学会の設立があります<sup>3)</sup>。

**市川**：反町先生はその頃、アカデミアから保健行政に軸足を移していますが、それはセーフティプロモーションに関係しているのでしょうか。

**反町**：スウェーデン留学から帰国したとき、私は大学医学部の法医学教室に所属していました。法医学

にいと、死因究明のための検死や解剖業務を通じて、暴力、事故による死亡やケガ、自殺がいかに深刻な問題か身にしみてわかります。

たとえば、1998年のアジア金融危機の際には自殺者が前年比で35%も増えて、年間自殺者が初めて3万人を突破したのですが、私は大阪府監察医として、一番多い日には1日に7人もの自殺者のご遺体を診させていただき、死体検案書を書きました。日本社会が壊れてしまったことで、自殺へと追い詰められた犠牲者だと思いました。何とかして、自殺で亡くられる人を減らさなければと強く感じました。

法医学者をしていると、傷害予防の必要性を世の中に訴えるのは説得力を持ってできます。しかし、実際、傷害を予防し、地域や社会をより安全にするには、地域住民や多分野、多機関の人たちとつながる必要もあります。そのためには、法医学の世界に別れを告げ、公衆衛生の世界に足を踏み入れる必要がありました。

大学の公衆衛生分野で雇っていただき、アカデミアの世界に残る選択肢もありましたが、まずは青森県で公衆衛生の実務家となり、地域での公衆衛生活動に携わりながら、地域におけるセーフティプロモーション活動に携わる道を選びました。

**市川**：青森県では、セーフティプロモーション活動をどのように進められましたか。

**反町**：保健所の医師をしながら、県庁での仕事も兼務し、セーフティプロモーションとして、青森県子どもの外傷予防事業を企画立案するとともに、その運用も担当することができました<sup>4)</sup>。県レベルでの外傷サーベイランスシステム<sup>5)</sup>をつくったり、子どもの自転車ヘルメット着用キャンペーンなども行いました。そのとき、モデル市町村となったのが、十和田市と五所川原市でした。

**市川**：反町先生が勤務されていた上十三保健所は十和田市にありますね。

**反町**：はい。私はその保健所長を務めており、その後、全国保健所長会の研究事業として、十和田市におけるセーフコミュニティ活動の立ち上げから、国際認証までかかわることができました。

十和田市は、国際連合事務次長を担った新渡戸稲造ゆかりの地であり、もともとボランティア活動や保健活動が盛んなところ。セーフコミュニティ活動で、十和田市をもっと安全・安心なまちにし

たいという意欲溢れる保健師さんたちが中核となり、まずはボランティアベースで活動をはじめました<sup>6)</sup>。

**市川**：何からはじめたのでしょうか。

**反町**：当時、十和田市保健センター長だった保健師の新井山洋子・本学会元理事と石附弘・本学会理事と私の3人で、台湾のセーフコミュニティを訪れました。そこで、セーフコミュニティ活動に参画した若者を含む住民ボランティアの熱意と活発な活動に、私たちは心を強く動かされました。そして帰国後、覚悟を持ってセーフコミュニティの国際認証を目指すことになりました<sup>6)</sup>。その後、十和田市も行政としてこれに取り組むことになり、組織的なセーフコミュニティ活動が展開されました。私としては、保健所が支援するセーフコミュニティ認証支援モデルをつくるつもりで取り組んでいました。



©十和田市

**市川**：この取り組みを通して得られた教訓などがあれば、教えてください。

**反町**：十和田市では、さまざまな職種や立場の人たちが、自分たちの街を良くしたいという思いからボランティア活動として参画するボトムアップの取り組みにより、行政の組織的な関与がなくとも、セーフコミュニティ活動を発進させることができました。また、そのことにより、セーフコミュニティ活動で求められる縦割りを打破した多機関・多部門連携を実現することができました。

**市川**：それは画期的ですね。

**反町**：しかし、他方で首長のリーダーシップに基づくトップダウンの力が弱いことは、予算確保に困難を伴ったり、庁内の組織横断的な取り組みを実効的に機能させるための足かせになったりします。それがセーフコミュニティ活動の阻害要因にもなることを痛感しました。

**市川**：それにはどのように対処したのでしょうか。

**反町**：私自身は保健所が市町村のセーフコミュニティ活動を支援するモデルの確立を目指しました。しかし、国レベルの法律や通知、自治体レベルでの条例などの法的な裏付けがない中で、保健所が組織的に支援をし続けることは困難であることがわかりました。

**市川**：ボトムアップとトップダウンの力がバランスよくとれるのが理想的なのかもしれませんが、なかなか難しいものなのですね。ところで、反町先生は自殺対策にも深く関わってきましたが、そのことについても教えてください。

**反町**：先ほどもお話ししましたが、1998年に大阪府の監察医として、追い詰められた末、自殺で亡くなった方のご遺体をたくさん拝見して、たくさんのご遺族にお会いするという経験をしました。遺族へのサポートは、行政的な位置づけがなされておらず、ほとんどなされないままであったことにも心苦しい思いをしていました。

また、セーフコミュニティ活動に取り組んだ十和田市における最大の課題は、高い自殺率でした。壊れかけた日本社会にできた落とし穴にはまり、追い詰められた末に亡くなった方々が自殺で亡くなったという認識を持っていましたので、メンタルヘルス対策だけにとどまらず、社会的な取り組みも含めた地域づくり型自殺対策に取り組みました。

**市川**：これはまさに健康の社会的決定要因への働きかけだと思いますが、具体的に何をを行ったのでしょうか。

**反町**：私は、個人の問題に矮小化されていた自殺の問題を政策的に位置づけることが何より大切と思っていましたので、保健所長在任中から、自死遺族の方々やNPO法人自殺対策支援センターライフリンクなどの民間団体と一緒に、2006年に制定された自殺対策基本法の制定活動にも参画させていただきました。

詳細は別稿<sup>7)</sup>に譲りますが、自殺について地域診断をしっかりと行い、社会的な要因を含む包括的な取り組みにより自殺を予防しようとする、自殺対策基本法制定後の自殺総合対策は、国レベルでのセーフティプロモーションとしての自殺予防と考えられると思いました。

そのような経過もあり、後年、自殺総合対策推進センターで、自治体の自殺対策計画策定支援などの

仕事にも携わりました。

**市川**：さて、反町先生は現場から再度アカデミアに移り、日本ではおそらく初となる「セーフティプロモーション」という科目を開講しました。そのねらいは何でしょうか。

**反町**：青森県立保健大学では、健康科学部2年生4学科（看護学科、理学療法学科、社会福祉学科、栄養学科）の必修科目として、2018年度より「セーフティプロモーション」という講義を、本学会で編集した教科書<sup>8)</sup>を用いて実施しています。将来、看護師、助産師、理学療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士などになる200人以上の学生が、セーフティプロモーションについて学んでくれます。

学生の反応は手ごたえがあり、多くの若い人たちに、セーフティプロモーションについて知ってもらうことに喜びを感じています。彼ら、彼女らの将来の仕事や生活に何らかの役に立つのではないかと信じています。そして、学生の中に、青森県や日本のセーフティプロモーションの発展を担ってくださる方が現れてくれるのではないかと密かに願っています。



青森県立保健大学の一風景（同大ウェブサイトより）

**市川**：将来が楽しみです。最後に、日本におけるセーフティプロモーションの課題と展望について、反町先生のお考えを教えてください。

**反町**：セーフティプロモーションやセーフコミュニティ活動は、暴力や傷害を予防し、安全・安心な社会や地域をつくる取り組みです。したがって、研究者だけが取り組んでいても何も進みません。住民、さまざまな機関や行政と研究者が一緒に取り組むことが必要です。そのためには、住民、研究者、行政

パーソンが、活動にかける思いの違いについて、お互いに理解し、尊重しあうことが大切です。

研究者は、予防プログラムによって、暴力、事故や自傷行為による死亡やケガが実際に減ったかどうかを重視する傾向があります。一方、住民や行政は、活動のプロセスの中で、地域のつながりや信頼関係（ソーシャルキャピタル）が強化されることを重視するかもしれません<sup>9)</sup>。

また、セーフコミュニティ活動が実効性を持つためには、首長などの政治的関与が必要ですし、セーフティプロモーションやセーフコミュニティ活動をしっかりと政策に位置づけ、法的な整備も必要です。そのためにもセーフティプロモーションに関する教育や普及啓発によって、そのすそ野を広げていくことが必要です。

自分たちの世代でできることは限られているかもしれませんが、時代や状況にあった形で、セーフティプロモーションの展開について、若い世代に引き継いでいきたいと考えています。

**市川：**さまざまな立場でセーフティプロモーションに関わってきた反町先生の俯瞰的なお話をお伺いし、セーフティプロモーションの活動を成功させるためには、それに関わる人それぞれの立場を理解し、尊重することが大切であると改めて認識しました。貴重なお話をどうもありがとうございました。

反町先生よりお話で触れた文献をご紹介しますので、文中で引用しました。(編集委員会)

- 1) 反町吉秀、河村啓司、古村節男. なくならない一酸化炭素中毒事故. 治療77(19):197-200, 1995
- 2) Rivara F et al. Injury Prevention. N Engl J Med 337: 543-548, 1997
- 3) 反町吉秀. 日本におけるセーフコミュニティの展開. 日本健康教育学会誌18(1): 51-62, 2010
- 4) 反町吉秀, 奈須下淳. 日本におけるSafety promotion/Safe community活動の展開. 小児内科39(7): 1024-1030, 2007
- 5) 奈須下淳, 西野強, 反町吉秀. 青森県における子どもの事故による傷害モニタリング調査結果. 日本セーフティプロモーション学会誌5(1): 59-68, 2012
- 6) 新井山洋子. 十和田市セーフコミュニティの活動報告～認証から再認証まで～. 日本セーフティプロモーション学会誌10(2): 19-22, 2017
- 7) 反町吉秀, 新井山洋子. セーフティプロモーションとしての自殺予防. 日本セーフティプロモーション学会誌5(1): 1-8, 2012
- 8) 日本セーフティプロモーション学会編. セーフティプロモーション:安全・安心を創る科学と実践. 晃洋書房2019
- 9) 反町吉秀. WHO推奨セーフコミュニティ活動の国際展開、評価と今後—効果的かつ持続可能な発展のために—. 日本セーフティプロモーション学会誌7(1): 11-19, 2015

## Safe Communityは、日本の安全文化に何をもたらしたのか ～SCの社会実装10年の「気付き」覚書き その10～

石 附 弘

日本市民安全学会会長  
元内閣官房長官秘書官

### Memorandum of Safe Community in Japan During Past 10 Years. Part 9

Hiroshi Ishizuki

President of Japanese Society for Civil Safety  
Former Secretary of Chief Cabinet Secretary

#### はじめに 蒸気船とコロナ船

「泰平の眠りを覚ますコロナ船 たった一杯で夜も寝られず」

これは、狂歌「泰平の眠りを覚ます上喜撰（蒸気船）たった四杯で夜も寝られず」の本歌取りである。蒸気船は、1853年、ペリーによる黒船の浦賀への来航が、江戸末期の日本を揺るがし大変化をもたらしたが、2020年のプリンセス号によるコロナウイルスの日本上陸は、1年以上も日本を大混乱に陥れ大変化を生んでいる。また、コロナパンデミックとして世界を震撼せしめ、地球村全員が寝不足になってしまった。

コロナ災禍についての覚書は、今回が3回目である。刻々と変わる感染症の情勢変化や様々な関係動向（各国の被害状況や対策動向や研究の進展など）に接し、コロナなかりせば気付かなかったであろう実に多くのことを学ばせてもらった。顧みれば、1年前のわが身は感染症の『か』の字も知らずTV電話やzoomもできなかった筆者だが、この1年で感染症の本当の怖さを肌身で知ると同時にzoom会議に参加するだけでなく「ホスト」も務められるようになった。

他方、日々報道されるコロナ一色の情報に洗脳され、コロナよりもっと危険な事象が沢山あるのに、いつの間にかそちらには目が向かなくなっている自分を自戒している

#### 1 未知の疫病（公衆衛生）大危機への対処

##### 1-1 敵：新興コロナウイルスとは何者か？

呼吸器系新種ウイルス、人から人に感染、眼に見

えない、感染しても無症状、突如重症化、新種変異株の発見（5.7現在、38都府県、1,038人）、ワクチンの開発・接種等々、敵の姿が明らかになり対策効果も出始めていたのだが、この変異株のために、また寝られなくなってしまった。

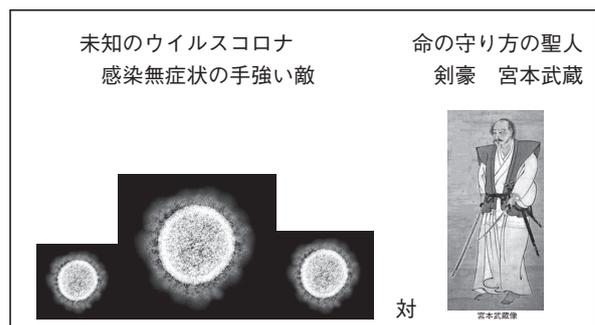
当初は①疫学的データが無い②ワクチンもない③治療薬もないという無い無い尽くしで、未知のウイルスとの防疫戦争に臨まざるを得なかった。

そこで、戦う武器は「素手」ということになる（第2次大戦の時の竹槍戦法を彷彿とさせる）。ただ、この「素手」はすぐ汚染されるので、手洗い、消毒、手袋など、頻繁かつ徹底した「手入れ」が必要となる。また、人と人との3密回避が重要な作戦となった（覚書8. 9参照）。

##### 1-2 宮本武蔵だったらどうする？

わが身の「命」の守り方について道を究めた剣豪武蔵。もし、武蔵が生きていたらどんな知恵を出したであろうか？

「五輪の書」（兵法心得）は、火の巻（敵（勢い）との戦い方）の極意として「敵になれ」と言っている。わが身を敵の身に成り代わって、危険源の側からみてわが身を守れというのだ。交通事故であれば



車になって、犯罪被害であれば犯罪者になって、地震・津波・台風の側から、己の安全対策の脆弱性を知り備えよ！と。

ワクチンは、「2刀流の太刀にも匹敵する強力な武器」だと言ったかも。

なお、武蔵は、大局観（場の力学）の重要性も指摘している。これは、セーフコミュニティの実践現場にも相通じる教えかも知れない。

### 1-3 コロナとの戦争

（内外の戦局 2021.2.20現在）

コロナパンデミックは、日常生活の破壊、社会的・経済的・文化的便益の損失、そして何よりも重要な移動の自由等基本的人権の制限等により、先人が時間をかけて蓄積してきたQOLの諸価値を、いとも簡単に侵奪した。後述するが、メルケル独首相の演説の歴史的重みは、こうした歴史哲学的認識を国民にわかるようにやさしい言葉で訴えた。政治や行政の責務も重いが、個人の責務（今、国民一人ひとりは何をすべきなのか）を明示している。

地球規模で、これまで日々の生活を支えてきた安全安心社会システムがマグニチュードの地殻変動に襲われ、各種の新たな「歪」（社会病理現象）が生じている。コロナは、市民安全のこれからのあり方を、これまでの地域内の狭い安全安心から脱却し、「国家安全保障からグローバル、また、ミクロの市民安全までを視野に入れたかたち」へのパラダイムシフトの変更を迫っている。すべての関係者の司々の自覚と行動を促しているといえよう。

#### 1-3-1 世界の感染状況

本年2月、ついに感染者が1億人を超え、死者も246万人を超えた。



#### 1-3-2 感染症死者数からみらパンデミックの規模

われわれは今、人類史上、ペスト、天然痘、スペイン風邪、エイズに次ぐ大型パンデミックの渦中におり、まだ先が見えない。第4波の来襲も危惧される。

1位 ペスト（黒死病）

死者数2億人 1347年～1351年

2位 天然痘

同上 5600万人 1520年

（1958年、世界保健機構（WHO）総会で世界天然痘根絶計画が可決されたが、その後、種痘ワクチンの接種率のみを上げて発生数は思うように減少しなかった。そこで、「患者を見つけ出し、患者周辺に種痘を行う」という、サーベイランスと封じ込め（surveillance and containment）に作戦が変更されたという教訓がある。その効果は著しく、1980年5月、WHOは天然痘の世界根絶宣言を発表した。

なお、吉村昭の「雪の花」（新潮文庫）は、江戸時代、異国から伝わった天然痘予防法を、福井藩の町医者笠原良作が私財を投じ命を賭して種痘の種を普及しようとするが、恐怖心を持った庶民の不協力の、漢方医の藩医からの妨害を受けながらも、人の命を救うために天命を尽くす笠原医師の生涯を感動的に描いている。この歴史小説を目にするにつけ、現下のコロナ情勢の中、医療関係者の命を賭けた懸命な活動には、只々敬服するばかりである。）

3位 スペイン風邪

同上 4000万人～5000万人 1918年～1919年

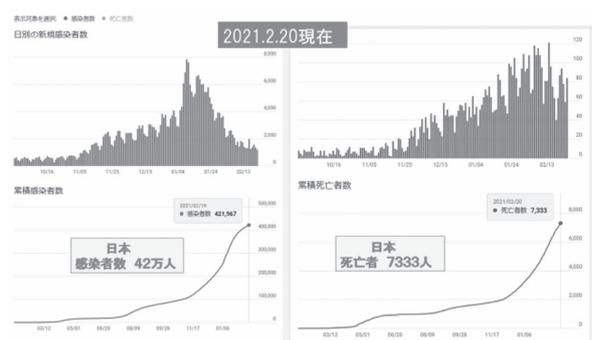
4位 ペスト

同上 3000万人～5000万人 541年～542年

5位 エイズ

同上 2500万人～3500万人 1981年～

#### 1-3-3 日本での感染症数、死亡者数の推移



### 1-3-4 データに基づく事実の確認の重要性

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の状況は、感染の可能性がある乗客3711人・感染者712人・死者13人であった。当初は、感染の可能性がある乗員を受け入れる施設もなく感染検査も間に合わず、乗客・乗員全員が下船できたのは約1カ月後の3月11日となった。コロナ感染の致死率等の基礎データは重要である。

- ・全乗員・乗客に占める感染者比率 20%以下
- ・全乗員・乗客数のうち死亡者比率 0.4%
- ・感染者のうちの死亡者比率 1.8%
- ・感染者のうちの重症者比率 当初5%
- ・感染者の重症 5%  
手当を受ければその半分以上は助かる
- ・感染者のうちの無症状者比率 50%弱

このデータによれば、人口1億2600万人の日本において、何も対策を講じなければ、その約20%、2520万人が感染し、感染者の約2%、約45万人が死亡するという予測になる。

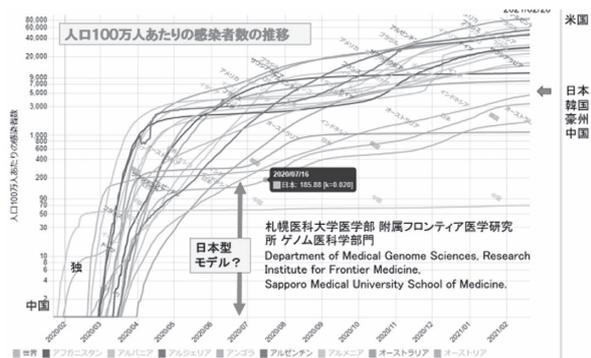
(注) 原田泰、コロナの統計分析、ダイヤモンド・プリンセス号で分かった7つの教訓 | DOL特別レポート | ダイヤモンド・オンライン (diamond.jp) 厚生労働省健康局結核感染症課「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について」の分析から。

## 2 国民の感染リスクとジャパンミラクル

### 2-1 世界の中の日本人の感染リスク

札幌医科大学医学部附属フロンティア医学研究所ゲノム医科学部門のサイトにある次表は、大変、興味深い。

筆者は、「人口100万人あたり」という数値に目がとまった。国民ひとり一人の感染リスクの水準を示す数字だからだ (なお、表内の囲み部分は筆者が挿

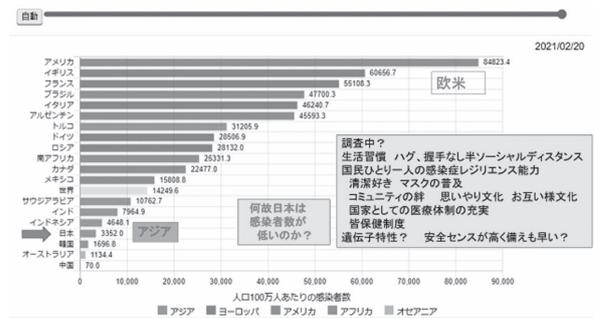


入したものである)。

欧米では感染者数がほぼ垂直的 (傾き1) に上昇しているのに対し、日本やアジアでは一定の水準まで上昇するものの、右下にズレて横ばいになっていることだ。

### 2-2 ジャパンミラクル

これを国別で数値の大小で並べ替えたのが次表である。(表内の囲みは、筆者のメモである。欧米の専門家たちは、日本の感染者数が欧米の数十分の1から100分の1であることを、ジャパンミラクルと呼んでいる (東京大学名誉教授 食の安全・安心財団理事長の唐木英明氏) そうで、日本人はもっと自信を持って良いと思う。



### 2-3 何故、感染者数が少ないのか?

日本はアジアの国ともども低い水準にある。これについては調査中であるが、次のように考えている。

コロナは人から人に感染する。この点に注目すると、欧米と日本との生活習慣の最大の違いは、挨拶の仕方 (日本人のお辞儀など間合いの文化、ハグや握手、キスといった親密さの直接接触がないこと)、靴を脱いで家の内外を仕切る文化等が指摘できよう。水 (風呂) の文化と清潔好きの上に不安感 (感受性) が強く備えが早いという国民性もあろう。

(注) 不安感については、犯罪発生率と体感治安不安感の世界比較のOECD調査に、日本人の不安感が異常に高いというのがある。

なお、日本人は新型コロナウイルスに対して免疫を持っている可能性、低い死亡率の原因? (3/3) - ナゾロジー (nazology.net) との説もある。

### 2-4 感染者数の計上の仕方

(統治者目線と当事者目線)

「感染者の絶対数」を表示するものと、本表のよ

うに人口100万人あたりの票がある。感染者や死者の絶対数（総数）は、国や行政が「統治者目線」で対策をとる時に欠かせない統計数値である。

他方、人口100万人あたりという指標は、ひとり一人の感染リスクを低減することは、感染症の場合、極めて重要である。ワクチンも治療薬もない中で、手洗い・消毒・マスク・3密自粛という「国民ひとり一人の行動に、自他の命」が委ねられているからだ。

**統治者目線と当事者目線の「溝」の深さ・幅をどうすれば縮められるか**

- 【統治者目線】政策立案実施の大前提
- ・行政目的（一人でも多く早く予防）
  - ・総合的・俯瞰的視点（全国・自治体）
  - ・客観的データ（根拠ある安全対策）
  - ・政策の正しさと国民浸透
  - ・広報のやり方・メリットの伝達

政治や制度（科学や医療）への信頼度

- 【当事者目線】国民ひとり一人（受益者）
- ・わが事意識（他人事：正常化バイアス）
  - ・自分（家族）にとっての意味・価値の有無
  - ・肌で感じる危機感の程度（家族・近隣）
  - ・生活圏コミュニティの対策に対する空気
  - ・SNSやフェイクニュースに惑わされる

人間信頼・コミュニティへの信頼

後述するように、世界の模範的な政治リーダーは、科学者のデータを基盤に、この統治者目線と当事者目線の溝を埋め、その融合を図るため、自分の言葉で国民に熱く語りかけている。

## 2-5 コロナレジリエンス力

欧米に比して、コロナ感染リスクが低いというのは、国民ひとり一人のコロナ感染症対抗力（レジリエンス力）が強いと言えるのではないかと？

## 2-6 分子動力学シミュレーション

なお、札幌医大のこの分析（分子動力学シミュレーション）は、タンパク質やDNAなどの生体高分子の構造・生物・機能相関の研究に有用だとされる。しかし浅学菲才の身、「分子動力学」といわれても意味がよく分からないのでネット検索したところ、「エネルギーなどの物理量の時間変化を統計処理したり画像表示したものをトラジェクトリー（trajectory、軌跡）」云々と書いてあり、理解することを断念した（「生体分子の分子動力学シミュレーション（1）方法」J. Chem. Software, Vol.6, No.1, p.1-36 (2000)）。

レーション（1）方法」J. Chem. Software, Vol.6, No.1, p.1-36 (2000)）。

## 3 先進国を直撃 大危機をもたらした背景と対策等

### 3-1 コロナ被害：先進国、特に欧米での爆発的感染が顕著

大危機をもたらした背景には、人（物・金・情報）の大量化・迅速化がある。即ち、グローバル化・グローバリゼーションが、コロナ災禍の世界同時発症と世界同時不安を招いたといっても過言ではない。

この図は、世界の航空路地図である。この航路の乗客・乗員がコロナ菌を運搬するのだ。



We now live in an increasingly interconnected world  
Map of Airline Routes

コロナ大危機は、これまで近代・現代社会システムを支えてきた欧米中心の秩序体系の脆弱性を顕在化させ、さらに、自由主義や民主主義体制への新たな問いかけを誘発している。

### 3-2 未知の大危機：各国の国としての対処方針は、概ね次の諸点であろう。

第1は、国民の命の安全

第2は、国民の先行きに対する不安感の軽減

第3は、国民の社会経済的ダメージへの補償

第4は、今回の危機を教訓とし本格的なレジリエンス防疫への準備

第1については、感染力の制御、伝播のルートの分断対策で、人から人への感染を予防するため、人の移動：移動量、移動ルート、範囲 頻度等の制限等であり、具体的な対策手法としては、検疫、国境封鎖、強制隔離、都市封鎖（ロックダウン）、移動制限、接触制限（飲食・観光・仕事のテレワーク化、TV会議など）諸対策がとられたことは、ご承知の通りである。第2以下については省略する。

### 3-3 動物と人との生態環境の変化への対応

なお、武漢ウイルス研究所の石正麗氏（最初に蝙蝠説を発表）は、感染症の出現背景について、「都市化の拡大、気象変動、野生動物の輸入、集約的畜産、ペット文化など動物と人との生態環境の変化が指摘されており、『ウイルスが私達を攻撃したのではなく、人類の行為が原因で新型感染症が相次いで発生している』と指摘している（AFPBB 2020.8.28）。

地球規模での取組みが必要な根拠の1つとなろう。

## 4 大危機の時こそ、 政治家・科学者のリーダーの真価

### 4-1 未知の大危機（+刻々と情勢変化）：大局観について

未来学者トフラーは、人は未経験の想定を超える事態に遭遇すると、フューチャーショック（方向感覚喪失と思考停止）に陥り、冷静な判断が出来なくなる（個人でも、この時は、水を一杯飲んで深呼吸することが危機管理の一步である）。

それを回避するための方法はいくつかあるが、まずは、過去の類似例の教訓に学ぶことであろう。

### 4-2 最高ポストにある者の第1の仕事は、大局観の把握

- ・大局観  
～情勢変化とリスク見積もり：情報収集・分析・判断・決断・実行

以下、ここでは重要項目のみを列挙しておく。

- ・根拠ある安全対策
- ・指揮統率力 政治判断・国民統合
- ・資源の確保と集中投入
- ・説明責任（国民に寄り添う）
- ・政治責任

### 4-2-1 コロナ大危機に見る大局観（2つの通奏低音）の試論

第1に一過性であり元へ戻る。但し、別の新異株の来襲が必死とする説が多い。いずれにせよ、これまでの日常生活への復帰など急ぐと同時に、今回の危機で脆弱性が顕在化した諸問題についてはリセットが必要である。本稿では「民主主義」を取りあげたい。

第2に、100年単位の大きな時代の流れで不可

逆的なものに対しては、危機をチャンスに迅速なキャッチアップが求められる。例えば、デジタル革命（人とAI/ロボットの共存時代）。特に、台湾における陳時中保険相（2017～）と唐鳳（IT担当相 2016～）の活躍（例えばマスク在庫マップの公開と更新など）は、これからのDX時代のモデルとなろう。世界に出遅れた日本としては良いお手本と思うが、紙面の関係で本稿では省略する。

この2つの通奏低音に耳を傾け、NEXTニューノーマルの制度設計を各界各層で、如何に構築していくかが問われている。そのためには、現在の立ち位置（ベースライン）を正しく知ることから始めなければならないと思う。

### 4-2-3 コロナ大危機についての世界のリーダーの見方

#### 【世界経済フォーラム（ダボス会議）シュワブ会長】

「パンデミックは、失業、気候変動、貧困とのグローバル規模の努力を無に帰してしまった。『2021年は信頼を再構築する重要な年』『3つのグレートリセット』年（地球温暖化、富の格差、民主主義の機能不全リセット）

即ち、資本主義の行き過ぎ、社会の分断、地球温暖化などあらゆる視点でみて現行の社会システムが機能不全に陥りかけている。それをどうリセットすべきなのか議論し、リーダーは決断力のある包括的行動のため協力が必要である。」として、次の5点を指摘している。

- ①レジリエントな経済システムの設計
- ②責任ある産業革命と成長
- ③地球公共財のスチュワードシップ（法的拘束力に縛られない自主規制）強化
- ④第4次産業革命のテクノロジー活用
- ⑤地球・地域協力の進化

（2021.1.25 コロナweb）

#### 【プーチン大統領（オンライン）演説】

「新型コロナウイルスのパンデミックが世界的な問題と不均衡を悪化させており、経済的不均衡の拡大によって緊張が増している」（1920～30年代、国際問題の解決に失敗したために第二次世界大戦を引き起こした時代に類似している）

「今日において世界的な激しい戦いは不可能であると願っているが、予測不可能かつ制御不能な状況

に発展する可能性がある」「世界は『万人の万人に対する (all against all)』紛争に陥るリスクがある」「第二次世界大戦規模の戦争が起これば『文明は終焉する』』と、警鐘をならしている。

(ダボス・アジェンダ 2021.1.27)

### 【中国のマスク外交・ワクチン外交】

中国は、コロナ情勢を国家安全保障の観点から国家戦略として取り組んでいる。報道によれば、中国の医療チーム派遣先は、イタリア、パキスタン、ラオス、ミャンマーなど巨大経済圏構想「一帯一路」を通じ関係を強化している国が目立つ。王毅外相は「中国は『一帯一路』の衛生分野の協力を積極的に強化し、『健康シルクロード』を共同構築する」とうたった。

中国政府は2020.4.10までに、127カ国と4国際機関に医療用マスク、防護服、ウイルス検査キットなどの支援物資を提供。中国税関によると、今月初旬までの約1カ月間にマスク約39億枚、防護服約3750万着、人工呼吸器1万6000台などが輸出されたという。

また、中国の習近平国家主席は、ワクチン「世界の公共財」宣言の下、東南アジア諸国、セルビアやハンガリーなどの欧州各国、ブラジルやアルゼンチンの南米諸国などに戦略的にワクチンを輸出。世界の少なくとも16カ国で展開している（ドイツのメルカトル中国研究センター（Merics））。

ロシアもカザフスタンやウズベキスタンなどの旧ソ連諸国、ハンガリーやセルビアなどの旧共産圏諸国、ベネズエラやボリビア、ブラジルなどの南米諸国にも輸出しているという（デューク大学のデータベース）。

@@@@@

上記のような、コロナ社会現象の裏に見え隠れする国際覇権戦争は、ポストコロナの世界情勢に大きな影響を与えるものであり、注視しておく必要がある。

### 【エピソード：中国は世界3位の兵器輸出国】

なお、筆者は、ベルリンの壁崩壊後、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（略称はSIPRI）を訪ね、ソ連からNATOに支配権が変わったがその影響は？と聞いたところ、東中欧にソ連の武器が売れなくなり、米の武器販路が拡大した。戦争とは、武器の販路の攻防戦であるといっていたの

を思い出す。

SIPRIは、紛争、武器、軍備管理、軍縮などの研究を専門とし、国際平和分野で世界で影響力を持つ。記述内容の客観性、正確性から国際的にも評価高い。2015年、同国際平和研究所が発表した兵器取引に関する報告書によると、「中国が兵器輸出国としてドイツを抜いて世界3位になった。1位米国、2位ロシア。

## 5 ワクチン・ナショナリズム

### 5-1 WHOの見解

ワクチンはパンデミックを抑え込む最良の手段だが、各国の指導者が「ワクチン・ナショナリズム」の誘惑に屈しなければ、という条件が付く。ワクチン・ナショナリズムは倫理面だけでなく、公衆衛生と治療の面でも問題が大きい。

ワクチン接種によって集団免疫を達成し、パンデミックを止めるためには、市場メカニズムに頼るだけでは不十分。限られた供給と巨大な需要は、勝者と敗者を生み出す。パンデミック下では、倫理的にも医学的にも許されることではない。全体を見るとワクチンの配分を受ける145カ国の人口の3%しかカバーできないという。

ウイルスから見れば、人類全体が1つの集団だ。ウイルスに勝つためには、私たちは一致結束して行動しなければならない。（2021年2月）

### 5-2 ワクチンを制する者が世界を制する（牛痘接種法の例）

かつて、イギリスの医師ジェンナー（1749～1823年）が開発した天然痘予防の牛痘接種法は、ロシアやトルコ、スペイン、メキシコ、カナダ、アメリカでワクチンの使用を広めた。ナポレオン戦争（1803～1815年）でもジェンナーはフランス国立研究所に「科学に戦争はない」と言ったとか。

筆者に言わせれば、「科学には戦争はない」が、それを道具として使う「政治の世界が曲者だ」と言いたい。

## 6 ポストコロナ時代の国家像

### リーダーシップとリスクコミュニケーション

・キーワード：トップの決断と自らの考えや思いを国民に熱く伝える根拠あるコロナ対策、政策の透明性、政治への信頼

感、社会への思いやり、国民の目線  
に立つ、民主主義

英国の市場調査会社ユーガブ (YouGov) によれば、コロナ後、トップや国への支持率が上昇した国が多いという。フランス、オランダ、オーストリア、アイルランド、デンマーク、フィンランド、ポルトガル、ノルウェーでも類似の傾向で、こうした国々では、移動などの権利の制限をとまなうコロナへの対応について、国民との意思疎通がなされ、政府は合理的な対応を目指して動いた。以下やや長くなるが、今回の覚書の核心でもあり、これからの日本のあり方にも関係すると思われるのでお許しいただきたい。

**独** メルケル首相の支持率が80%に達するなど感染症対応が国民に支持

特に、2020/12/12のメルケル首相が議会でおこなった「魂の演説」は世界中に大きな感銘を与えた。また、3月にも素晴らしい演説をしている。

<https://ameblo.jp/toto20/entry-12643490030.html>

**【啓蒙と科学的根拠ある政策】**「私は啓蒙の力を信じている。今日のヨーロッパが、まさにここに、このようにあるのは、啓蒙と科学的知見への信仰のおかげなのだ。科学的知見とは実在するのであって、人はもっとそれを大切にすべきだ。私は東ドイツで物理学を志した。(中略) 私には確信があったからだ。人は多くのことを無力化することができるが、重力を無力化することはできない。光速も無力化することはできない。そして他のあらゆるファクトも無力化することはできない。そして、それはまた今日の事態においても引き続き当てはまるのだ」と。(3月演説：「連邦政府とロバート・コッホ研究所の専門家やその他の学者およびウイルス学者との継続審議から得られた所見です。」と説明している。)

(注：メルケルは、人々の自由が政治によって弾圧されていた東ドイツにあって、いかなる政治も干渉することができない自由な領域が、彼女にとっては物理学の世界だった。通俗的な反近代主義者やポスト近代主義者は、啓蒙主義の精神を批判しがちであるが、彼らがそれに代わって社会が拠って立つべき指針を示すことはほとんどないとも。)

**【国家のアイデンティティ：強い民主主義】**メルケルが見せた知性への誇り：前例のないパンデミック

で国家が常態ではいられなくなったとき、問われるのは国家のアイデンティティだ。メルケル首相は、演説の中でドイツについて「強い経済」と「強い市民社会」をもった「民主主義」国家だと定義している。そのような国家のアイデンティティの前提にあるのが啓蒙の精神、すなわち知を愛することだ。演説の中でも、教育や学術への支援を首相は強く訴えていた。

**【個人の責任と団結】**「ドイツのような自由で開かれた国にとって、パンデミックに取り組むための最も重要な鍵は「禁止と統制」ではなく、「すべての個人が責任を持って行動し、解決策の一部となることをいとわない、ということの必要性」です。(3月演説：「東西ドイツ統一以来、いいえ、第二次世界大戦以来、これほど市民による一致団結した行動が重要になるような課題がわが国に降りかかってきたことはありませんでした。)」と。

**【説明責任】**「私権の制限を伴うロックダウンは、自由で民主的な体制と必ず衝突する。もしロックダウンを行うのであれば、いかにそれが公正に行われるかを、政府はオープンな議論のもとで市民に示す必要がある。いかにパンデミックのような緊急事態であろうと、政府がアカウンタビリティ(説明責任)を果たそうとせず、強権的な政治を行うのならば、それは独裁への道だ」と。(3月演説：「開かれた民主主義に必要なことは、私たちが政治的決断を透明にし、説明すること、私たちの行動の根拠をできる限り示して、それを伝達することで、理解を得られるようにすることだ」と。

**【真のリーダー】**米誌フォーブスが選ぶ「世界で最も影響力のある女性」ランキングで、メルケル首相が10年連続で1位だった。

こんな話もある。「メルケルこそ真のリーダーだ！トランプ大統領に聞かせたい！」

余談であるが、筆者は、メルケル演説を、今後の民主主義や自由主義の教科書としたいと考えている。

**【当事者目線での国民への呼びかけ】**3月演説：「わが国の病院も、コロナ感染の症状がひどい患者が短期間に多数入院してきたとしたら、完全に許容量を超えてしまうことでしょう。これは統計の抽象的な数字だけの話ではありません。お父さんであり、おじいさんであり、お母さんであり、おばあさんであり、パートナーであり、要するに生きた人たちの話です。そして私たちは、どの命もどの人も重要とす

る共同体です。」と。

そして12月には、「休暇が近づくことを考慮して、ドイツのすべての人に警戒するよう呼びかけた。「クリスマス前の今、もし接触を増やして、これが祖父母との最後のクリスマスになるとしたら、私たちは間違ったことをしたことになるでしょう。」と。**【医療関係者への労い】**犠牲者に弔意を表し、患者を救うために毎日戦っている医師や看護師に感謝した。「私たちは彼らにいくら感謝しても、しきれないことを、率直に申し上げます。あなた方のしていること、達成しているすべてのことに心から感謝します。」

**【英】** 自身も感染し闘病の末に退院したボリス・ジョンソン氏の支持率は、コロナ前と比べて15ポイント増。

英国の事例

- ・国内関係研究所のデータ公表 科学的根拠示唆：情報公開

研究機関	従来株と比べた致死率	
インペリアル・カレッジ・ロンドン	1.36倍	1.29倍
ロンドン大学衛生熱帯医学大学院	1.35倍	1.28倍
エクセター大学	1.91倍	
Covid-19臨床情報ネットワーク	0.63倍	
イングランド公衆衛生庁	1.07倍	1.3倍
	1.00倍	1.65倍

- ・「国民を守るために正しいことをする、難しい決断を下すことが私の義務だ」(2020年12月19日) と言い切り、再びロックダウンに踏み切った

英国のワクチン接種プログラムは、世界各国と比べてもかなり早いペースで進んでおり、コロナによる死者数や経済への打撃が他の欧州諸国よりも深刻となる中、政府の新型コロナ対応で成功している。

新型コロナウイルスに感染した首相は、1週間にわたって入院生活を強いられたが、自身がビデオメッセージで国民に語りかけた。病院で治療にあたった1人ひとりの名前を挙げて謝意を述べるとともに、感染症との戦いに打ち勝つ意欲を示した。

[Approval Rises for World Leaders Amid Pandemic - Morning Consult](#)

**【伊】** 感染症の拡大は深刻。しかし、そのなかでコンテ首相の支持率は27ポイント伸びている。

**【米】** クオモNY知事

「終息することは約束できない、ただ次のことは約束しよう。私は真実を伝える。科学やデータに基づいた判断をする。ニューヨークの皆さんはそうした扱いを受ける権利がある」

[87% of NYers Approve of Cuomo's Handling of the Coronavirus - Siena College Research Institute](#)

## 7 Memento Mori (メメント モリ)

大規模災禍の際には、社会現象として、「Memento Mori (死を思え！死を忘れるな)」(ラテン語の格言)の言葉が巷間に渦巻くという。人間存在と死の思索であるが、プラトンに遡るといふ。曰く「本当の哲学者は、死と死にゆくことを追及する」と。わが身の新たなスタート(ニューノーマルのきっかけ)になるかもしれない。

## 8 まとめ：統治者目線と当事者目線の溝を埋めるのが政治の役割

前述2-4で述べたが、統治者目線と当事者目線の間には、常に溝ができやすい。そこで双方をつなぐリスクコミュニケーションの社会開発技術が重要である。

先にメルケル首相の演説を紹介したが、その対極にあったのがトランプ大統領であった。リーダーとは、言葉の力によって、その誠実さによって相互の信頼関係を構築し、双方の溝を埋めていく使命を担っている。

- 「人間信頼と制度への信頼(政治信頼を含む)の双方が、成長、社会的幸福、ガバナンスの鍵を握っている」

(OECD Guidelines on Measuring Trust (2017.12))

- 「信頼されている機関の信頼されている人が、常に透明な情報発信をして、(人々の)不安を減らしていくことが重要だ」(SARSの教訓)

(Dr.J.L.Gerberding SARS当時(2003)のCDC長官)

# 日本セーフティプロモーション学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本セーフティプロモーション学会 (Japanese Society of Safety Promotion) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、別途理事会の定めるところに置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、事故、暴力及び自殺等を予防するセーフティプロモーションに関する学術研究・活動支援等を行い、市民の安全・安心に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する学術研究、調査及び研究者と実践者の交流活動
- (2) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する普及、啓発活動
- (3) セーフティプロモーション、セーフコミュニティ、外傷予防 (injury prevention) に関する支援・協力活動
- (4) 国内外の関係機関、団体及び学会・研究会との交流、研修、連携活動
- (5) セーフコミュニティ認証に向けた活動
- (6) 学会誌及びその他の刊行物の発行
- (7) 学術大会及び講演会等の開催
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は以下のとおりとし、個人正会員と団体正会員をもって正会員とする。

- (1) 個人正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 団体正会員 本会の目的に賛同する団体
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同する個人で、大学(大学院、短期大学含む)、専門学校などに在籍する者
- (4) 名誉会員 本会の目的達成のため顕著な功績があった者で、総会において推薦された者
- (5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に賛助する個人及び団体
- (6) 特別会員 本会の活動に特別の知見を有する内外の有識者

(入会及び会費)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 正会員が団体である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者として、その権利を行使する者 (以下

「正会員代表者」という。)を定めて本会に届け出なければならない。

3 会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。

4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会費を2ヶ年以上滞納したときは、退会届の有無に関わらず、自動的に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損し、または本会の目的に反する行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第4章 役員及び評議員

(役員)

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 15名以上25名以内(理事長1名、副理事長2名を含む)
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は正会員の中から別に定める規則による選挙を経て、総会の承認により選任する。

- 2 理事長は別に定める規則により、理事を選任することができる。
- 3 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 理事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会則又は総会の議に基づき、本会を運営する。
- (4) 理事は、総務、財務、広報、国際交流等を所掌する。
  - 2 理事は、理事会において第4条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第13条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計の監査をすること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会へ報告する。
- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(役員任期)

第14条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員任期又は任期の終了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(評議員)

第15条 本会に評議員をおく。

- 2 評議員の選任、職務、任期等については、別に定める規則によるものとする。

## 第5章 学術大会

(学術大会)

第16条 本会は、学術大会を年1回以上開催する。

- 2 学術大会長は、理事会で選出し、総会で報告する。

## 第6章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は第6条の正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第1項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その都度、総会に出席の正会員の互選で選任する。

(総会の議決数)

第23条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

(総会の議事録)

第24条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

## 第7章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会はこの会則において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業の執行に関する事
- (2) 会員の入会及び退会に関する事
- (3) 財産の管理に関する事
- (4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長が指名した順序によって副理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決数)

第29条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議決につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

(理事会の議事録)

第30条 理事会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載しなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第31条 本会は、会則第4条の事業を行うため、本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、廃止及びその他必要な事項は、理事会で決定する。
- 3 委員会の委員長、副委員長、委員は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は理事長が管理し、理事会の議決を経て確実な方法によって会長が保管する。

(資産の支出)

第34条 資産の支出は、理事会の議決を経て総会が承認した予算に基づいて行う。

(事業年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第10章 解散

(解散)

第36条 本会の解散は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経なければならない。

- 2 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数の4分の3以上及び正会員現在数の2分の1以上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第37条 事務局は、総務担当理事の指揮の下、次の会務を処理する。

- (1) 年次学会及び総会の開催に必要な事項
  - (2) 会費の徴収及び経理事務
  - (3) 予算案及び決算書の作成
  - (4) その他会の運営に必要な事項
- 2 事務局の運営については別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第38条 この学会の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員並びにその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

## 第12章 補則

(細則)

第39条 この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

第1条 本会則は、2007年9月24日より施行する。

2 本会設立時には、第12条の規定は、暫定的に適用を除外する。

## セーフティプロモーション学会 細則

### 第一章 総則

第1条 セーフティプロモーション学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の会則施行に必要な事項は、他の規則規程に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。

第2条 この細則の制定及び変更は、理事会の議決と総会の承認を経るものとする。

### 第二章 会費

第3条 この学会の会費は年額下記のとおりとする。

- (1) 個人正会員 6,000円
  - (2) 団体正会員 30,000円
  - (3) 学生会員 3,000円
  - (4) 賛助会員 一口 20,000円（一口以上）
- 2 名誉会員及び特別会員は会費を免除する。
- 3 会員は会費を前年度内に納付しなければならない。

### 第三章 委員会

第4条 この学会には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
  - ・ 会員の入退会、役員選挙等に関する事項
  - ・ 総会、理事会等に関する事項
  - ・ 細則の制定及び改廃の起案に関する事項
  - ・ 事務局業務の委託等に関する事項
  - ・ その他総務事務（企画調査含む）に関する事項
- (2) 財務委員会
  - ・ 金銭の経理と保管に関する事項
  - ・ 会費の徴収に関する事項
  - ・ 予算及び決算に関する事項
  - ・ 財務の強化、寄附金の募集・受け入れに関する事項
  - ・ 会費と支部交付金の年額に関する事項
  - ・ その他会計事務に関する事項
- (3) 学術・国際交流委員会
  - ・ 学会が行う学術調査・研究に関する事項
  - ・ 内外の研究団体等との対応に関する事項
  - ・ 他の学協会等への推薦に関する事項
  - ・ 刊行物に関する調査、発送及び残部の保管に関する事項
  - ・ 各国の関係学会等との連絡、情報交換及び交流事業に関する事項
  - ・ 国際会議への参加、協賛、あるいは開催に関する事項
  - ・ 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究及び交流に関する事項

(4) 編集委員会

- ・学会誌の編集、刊行及び発送に関する事項
- ・学会誌に掲載する広告の募集に関する事項
- ・学会ホームページの管理運営

(5) 広報・ネットワーク委員会

- ・学会活動の広報に関する事項
- ・学会ホームページの運営及び維持に関する事項
- ・学術データベースの公開に関する事項

第5条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は理事の中から理事会において選任する。

2 委員会の委員は、理事長がこれを委嘱する。

3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。

第6条 委員会の運営については、それぞれ別に定める。

## 附則

この細則は平成19年9月24日から施行する。

平成28年12月10日一部改正。

## 役員

理事長	衛藤 隆	東京大学 名誉教授
副理事長	藤田 大輔	大阪教育大学 教授
	市川 政雄	筑波大学 教授
理事	倉持 隆雄	厚木市セーフコミュニティ 総合指導員
	後藤 健介	大阪教育大学 准教授
	後藤 厳寛	九州大学 コーディネーター
	境原 三津夫	新潟県立看護大学 教授
	須賀 朋子	酪農学園大学 教授
	反町 吉秀	青森県立保健大学 教授
	辻 龍雄	つじ歯科クリニック 院長
	徳珍 温子	大阪信愛学院短期大学 教授
	西岡 伸紀	兵庫教育大学 教授
	松野 敬子	(一社) いんふぁんとroomさくらんぼ 代表理事
監事	石附 弘	日本市民安全学会 会長
	稲坂 恵	元横浜市栄区役所 セーフコミュニティ事業担当

## 各種委員会

### 総務委員会

委員長 藤田 大輔

### 財務委員会

委員長 後藤 健介

### 学術・国際交流委員会

委員長 反町 吉秀

委員 市川 政雄 後藤 健介 須賀 朋子 西岡 伸紀 松野 敬子

### 編集委員会

委員長 市川 政雄

委員 今井 博之 後藤 厳寛 境原 三津夫 須賀 朋子 反町 吉秀

辻 龍雄 徳珍 温子 松野 敬子 山根 俊恵

### 広報・ネットワーク委員会

委員長 辻 龍雄

委員 稲坂 恵

(以上、50音順)

## 日本セーフティプロモーション学会誌投稿規定

1. 本誌への投稿は本学会の会員に限らず、誰でも投稿することができる。
2. 投稿原稿は未発表であること。他誌に投稿中・印刷中・掲載済みの原稿は認めない。
3. 投稿原稿の種類と内容は下表のとおりである。

種 類	内 容	字 数
論 壇	セーフティプロモーションに関する理論、提言、展望など	20,000字以内
総 説	セーフティプロモーションに関する研究の総括、解説	25,000字以内
原 著	セーフティプロモーションに関する独創的な研究論文	25,000字以内
実践研究	セーフティプロモーションに関する実践的な研究論文	25,000字以内
活動報告	セーフティプロモーションに関する実践等の報告	25,000字以内
資 料	セーフティプロモーションに関する有益な資料	15,000字以内
会員の声	セーフティプロモーションに関する意見など	2,500字以内

4. 「総説」、「原著」、「実践研究」、「活動報告」は査読審査のうえ、編集委員会で掲載の採否と原稿の種類を決定する。「論壇」、「資料」、「会員の声」は、編集委員会で掲載の採否を決定する。
5. 掲載料は、本学会の会員が著者に含まれる場合と本学会が依頼する原稿の場合は無料。それ以外の場合は原稿の種類や頁数にかかわらず1万円とする。掲載料を負担できない場合は申請により減額・免除することがあるので、投稿時に申し出ること。

振込先（郵便振替）

口座記号番号：00110-1-291508

加入者名：日本セーフティプロモーション学会

（振込料金は払込人負担とする。）

6. 掲載原稿の著作権は日本セーフティプロモーション学会に帰属する。掲載が決定した時点で申し出がない限り、著作権を譲渡したものとみなす。

### 執筆要領

1. 投稿原稿は原則として日本語で執筆する。英語の場合、英文校正済みであること。
2. 原稿はMS-Wordで、日本語はMS明朝体、英語はTimes New Romanを用い、文字の大きさは12ポイント、A4用紙1枚にデフォルトの設定（1行の文字数40、行数36、余白は標準）で、ページ番号をフッター中央につけて作成する。
3. 投稿原稿の構成は原則として以下のとおりとする。

項 目	内 容
表 紙	表題、著者名、所属を和文と英文で記載。次に、連絡著者の氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail、原稿の種類を記載。
抄 録	600字以内。原著の場合、和文抄録と英文抄録（400ワード以内）の両方が必要。
キーワード	5つ以内。和文と英文で記載。
本 文	緒言（はじめに、まえがきなど）、方法、結果、考察、結語（結論、おわりに、あとがきなど。考察に含めてもよい）、引用文献 (論壇、総説、資料、会員の声はこの見出しに従う必要はない。)
図、表、写真	1頁に1枚とし、図1、図2などの通し番号をつける。

4. 文章は新仮名づかい、ひら仮名使用とし、句読点（、。）や括弧は1字分とする。
5. 数字は算用数字を用い、2桁以上の数字・英字は半角を用いる。
6. 外来語はカタカナで表し、人名、地名など日本語で表記しにくい場合は原綴を用いてもよい。
7. 図、表、写真はそのまま掲載できるように鮮明なものを提出すること。
8. 引用文献は引用順に記載し、本文中には、<sup>1) 12) 13)</sup> というように上付きの番号で示す。
9. 文献の記載方法は下記の通りとする。著者が3名を越える場合、4名以降は「他、(et al.)」と表記する。
  - ① 雑誌の場合：著者. 表題. 雑誌名. 発行年；巻：掲載頁始－終。  
【例】 衛藤 隆. Safety Promotionの概念とその地域展開. 東京大学大学院教育学研究科紀要. 2006; 46: 331-337.
  - ② 単行本の場合：著者. 表題. 編者名. 書名. 出版社、発行年：掲載頁始－終。  
【例】 今井博之. Injury preventionとは？基本的な考え方. 日本セーフティプロモーション学会編. セーフティプロモーションー安心・安全を創る科学と実践. 晃洋書房、2019; 8-17.
  - ③ インターネットの場合：著者. 表題. URL（閲覧年月日）。  
【例】 交通事故総合分析センター. 交通事故死者日報. <https://www.itarda.or.jp/report>（2021年4月1日閲覧）
10. 論文の内容が倫理的配慮を必要とする場合、必ず「方法」の項にどのような配慮を行ったかを記載する。

#### 投稿手続き

1. 原稿は、E-mailに添付して編集委員会（[editor.jssp@gmail.com](mailto:editor.jssp@gmail.com)）へ送信する。
2. 査読の結果、修正が必要な場合、査読コメントに基づき原稿を修正し、1か月以内に修正稿と査読コメントへの回答書を編集委員会に送信する。

(2021年4月一部改正)



日本セーフティプロモーション学会

第14回学術大会

プログラム・抄録集



“with コロナ社会” をセーフティプロモーションから展望する

■会 期 2021（令和3）年3月21日（日）

■会 場 ZOOM によるオンライン開催

■主 催 日本セーフティプロモーション学会

セーフティプロモーション ～安全・安心を創る科学と実践～

目次

大会長挨拶 .....	35
大会参加者へのご案内 .....	36
学術大会プログラム .....	38
特別講演 .....	40
教育講演 .....	42
シンポジウム.....	44
一般口演1 .....	48
一般口演2 .....	56
学会役員 .....	62
学術大会の歩み .....	63
第14回学術大会実行委員 .....	64

## 日本セーフティプロモーション学会第14回学術大会ご挨拶

この度、日本セーフティプロモーション学会第14回学術大会を、2021（令和3）年3月21日（日）に、オンラインにより開催させていただくこととなりました。大会のテーマは「with コロナ社会をセーフティプロモーションから展望する」と致しました。

セーフティプロモーションは災害、事故、事件等による外傷を扱い、新型コロナウイルス感染症は直接の対象ではないのかもしれませんが。しかしながら、同感染症は、人々の生活、心身の健康、経済などに多大な影響を及ぼしており、セーフティプロモーションが対象としてきた自殺、DV、虐待等についても増大や深刻化が懸念されています。また、医療、福祉の逼迫が指摘されています。日本セーフティプロモーション学会は、このような課題に対して、現在貢献できることを明らかにし、今後注視すべき課題やその動向、それらに対する方策について検討すべきではないかと考えます。そのため、講演、シンポジウムを企画し、一般口演では様々なテーマについてご発表いただきます。

まず、特別講演では、兵庫教育大学大学院教授の遊間義一先生から、真実と事実の関係について、ご自身の研究のご経験も踏まえて論じていただきます。また、教育講演では、大阪教育大学教授の藤田大輔先生から、セーフティプロモーションスクールの活動状況の評価について、最新の知見をご紹介します。さらに、シンポジウムでは、新型コロナウイルス感染症を取り上げ、セーフティプロモーションとの関連性について、学会理事長で東京大学名誉教授の衛藤隆先生からは総説的に、青森県立保健大学大学院教授の反町吉秀先生からは自殺に焦点を当てて論じていただきます。加えて、一般口演では、多岐にわたるテーマ7題が取り上げられています。皆様の積極的なご意見をお願い申し上げます。

大会の準備、皆様へのご案内が遅れて申し訳ありません。多くの方々のご参加、ご講演、ご発表により、開催に至ることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

大会長 兵庫教育大学大学院教授 西岡伸紀

## 大会参加のご案内

### 1. 学術大会に参加される方へのご案内

#### 1) 講演、発表の聴講、質問等の行い方

- ・講演、発表、質疑応答等は ZOOM により、原則、同期配信で行います。
- ・ZOOM のご案内は、下記の 2) の通りです。理事会（同日 9:00-10:00 予定）の ZOOM 案内とは異なりますので、ご注意ください。
- ・講演中の録画・録音・写真撮影はご遠慮ください。
- ・通信の安定のため、可能ならば、PC 等を有線で接続し、ヘッドホン・マイクをお使いください。
- ・ZOOM の「参加者」のお名前については、「姓名（所属の略称）」をお示しください。
- ・講演等を聴講する場合には、通信環境への負荷を下げするため、ZOOM のマイク、カメラともオフにしてください。
- ・講演中の録画・録音・写真撮影はご遠慮ください
- ・質問は、ZOOM において「手を挙げる」で質問があることを示しマイク、カメラともオンにして直接行うか、チャットにより質問を送ってください。座長の進行のもと、質問、意見交換等をお願いします。
- ・事前に ZOOM の接続、操作を試したい場合には、下記 3) を参照してください。
- ・発表抄録は、PDF ファイルとして参加者に事前配付されます。
- ・講演集は、後日、参加者の皆さんにお送りします。

#### 2) 当日の ZOOM のご案内

理事会（同日 9:00-10:00 予定）の ZOOM 案内とは異なります。

下記 URL にアクセスするか(次頁の図 1 の画面になります)、ご自身の ZOOM アプリを開き、ミーティング ID とパスコードを入力してください。

※以下の正式情報は、ご参加の皆さんに 3 月 16 日にメール配信しました。ご不明の点などございましたら、[sp14th2021@gmail.com](mailto:sp14th2021@gmail.com) にお問い合わせください。

トピック: JSSP14 回大会の Zoom ミーティング

時間: 2021 年 3 月 21 日 08:30 AM 大阪、札幌、東京

Zoom ミーティングに参加する

<https://us02web.zoom.us/j/88220839576?pwd=MC8xUFhyRXdsZlIXUEZvdUd000>

ミーティング ID: 882 2083 ●●●●

パスコード: 654●●●

※URL, ミーティング ID, パスコードは、いずれも一部省略しています。

### 3) 事前接続テスト (任意)

- ・必要ならば、次の日時において事前に ZOOM の接続を行い、動作確認をすることが可能です。ご要望の日時を [sp14th2021@gmail.com](mailto:sp14th2021@gmail.com) (大会事務局) までお知らせください。折り返し、事前接続用の ZOOM をご案内します。
- ・事前接続日時：3月17日(水) 10:00-12:00, 18日(木) 10:00-18:00  
19日(金) 10:00-18:00, 20日(土) 10:00-12:00

## 2. 発表者へのご案内：ご講演、ご発表等される方へのご案内

- ・上記1) の手順で ZOOM 会議に参加してください。
- ・発表ファイルは パワーポイントまたはパワーポイントの PDF をお願いします。
- ・発表ファイルを PC 上に開き、「画面の共有」により、そのファイルを指定すると参加者が見ることができます。
- ・質問は、参加者から直接あるいはチャットにより行われます。座長の進行のもと、応答、及び意見交換をよろしくお願いします。

学術大会プログラム

9:00～10:00 理事会

10:10～10:20 ご挨拶・ご案内

大会長 西岡伸紀 兵庫教育大学大学院教授

10:20～11:20 【特別講演】 座長：西岡伸紀 兵庫教育大学大学院 教授

演題： 事実は真実の敵である

講師： 遊間義一 先生 兵庫教育大学大学院教授

11:30～12:30 【一般口演1】 座長：後藤健介 大阪教育大学 准教授

(発表 10 分, 質疑応答 4 分)

1 コロナ禍における小中学生の手洗いの改善の取組, 動機, 方策等の実態と認知的スキルとの関連性 –セルフレポートに基づく結果より–

望月昇平<sup>1)</sup>, 衛藤佑喜<sup>1)</sup>, 大西瞳<sup>2)</sup>, 西岡伸紀<sup>1)</sup>

1) 兵庫教育大学大学院, 2) 宇治市立菟道第二小学校

2 とある医師の「子どもの安全を守る社会作り」に向けた活動記録

岡田百合香

豊橋市民病院泌尿器科

3 **A cross-sectional study to determine the prevalence and predictors of child restraint seat use in Aomori Prefecture.**

Mellisa Ogasawara, Atsuko Chiba, Kie Kawachi, Yochihide Sorimachi

Aomori University of Health and Welfare

4 高校生のスポーツ外傷・障害の実態, 関連要因, 予防に関する実践的研究

山本順子<sup>1)</sup>, 西岡伸紀<sup>2)</sup>

1) 兵庫県立高砂南高校, 2) 兵庫教育大学大学院

12:30～13:30 昼食・休憩

13:30～14:00 日本セーフティプロモーション学会 定例総会

14:10～14:55 【一般口演2】 座長：徳珍温子 大阪信愛学院短期大学 教授  
(発表 10 分, 質疑応答 4 分)

5 アイカメラによるながらスマホの危険性解析

後藤健介<sup>1)</sup>, 青木聡志<sup>1)</sup>, 北村亮汰<sup>1)</sup>

1) 大阪教育大学

6 防災教育の現状と災害への危機意識—学生アンケートの結果から

後藤健介<sup>1)</sup>, 孫 静怡<sup>1)</sup>

1) 大阪教育大学

7 パンデミックと世界の安心・安全

石附 弘

日本セーフティプロモーション学会理事、日本市民安全学会会長

15:00～15:30 【教育講演】 座長：木村みさか 同志社女子大学 教授

演題：セーフティプロモーションスクール (SPS) の活動状況に関わる評価  
について～校内における外傷発生状況と災害共済給付の申請状況から～

講師： 藤田大輔先生 大阪教育大学教授

15:40～17:10 【シンポジウム】 座長：市川政雄 筑波大学医学医療系 教授

テーマ：新型コロナウイルス感染症

演題： 新型コロナウイルスと日々の安心・安全

講師： 衛藤隆先生 東京大学名誉教授

演題： コロナ禍における自殺対策

講師： 反町吉秀先生 青森県立保健大学大学院 教授

17:15 閉会のご挨拶

## 特別講演

「事実は真実の敵である。」

"Facts are the enemy of truth!" cries Don Quixote de la Mancha.

兵庫教育大学大学院 教授 遊間 義一

### 1-1 たった一回の結果（事実）は真実ではない。

Open Science Collaboration (2015). "The claim that "we already know this" belies the uncertainty of scientific evidence."

例1 研究の相談に行った学生に対する研究者の言葉 「それは自明だ。」

例2 投稿論文への査読者のコメント 「(たった一つの異なった仮説に基づく) 先行研究と結果が異なっているので要修正」

例3 学会発表の際のフロアーからの発言 「すでに先行研究で分かっているのに」

⇒ 真実を得るには、事実の積み重ね（追試）が必要である。

### 1-2 Replicability の重要性：（暫定的な定義）元の研究と同じことを別の研究者が再現できる。（同じ結果が得られなくても OK）。

← （今話題の）Reproducibility の前提である。

・しかし、追試はあまり行われていない。なぜなら、

- ① たった一回の結果（事実）を真実だと思ってしまっている。
- ② 新奇性を求める。
- ③ 追試を可能とする情報を記載した研究論文が少ない。（大事なことは教えない。）

例4 日本語版心理検査作成の際の例

例5 学生の映像が心理に与える影響の研究の例

- ④ 調査研究では、同じ条件を再現しにくい。

Lösel (2018). Evidence comes from replication, but needs differentiation: the reproducibility issue in science and its relevance for criminology.

## 2 真実は、反事実と事実によって得られる（調査型の介入効果研究）。

・実験のように条件があらかじめ統制できる場合：RCT（無作為割付け）

介入の効果 = 介入群の平均値 - 統制群の平均値

・調査のように条件があらかじめ統制できない場合：例えば 傾向スコア

介入の効果 = 介入群の平均値

— 介入群が事実に反して介入を受けなかったと想定した場合の平均値

例6 性犯罪受刑者に対する再犯防止プログラムの効果検証

-memo-

## 教育講演

セーフティプロモーションスクール (SPS) の活動状況に関わる  
評価について  
～校内における外傷発生状況と災害共済給付の申請状況から～

藤田大輔 (大阪教育大学)

## 〔緒言〕

大阪教育大学では、平成13年6月8日に発生した附属池田小学校事件の反省と教訓を基に、学校における安全教育と安全管理、そして組織活動の有機的連携を含めた包括的かつ持続可能な学校安全の推進を目指した「セーフティプロモーションスクール (SPS)」の認証制度を創設し、国内外の学校園への普及に取り組んでいる。令和3年3月10日時点で、SPS認証校は日本国内で25校園(うち5校は再認証校)、海外(中華人民共和国、タイ王国、連合王国(イギリス)、台湾)で34校園である。さらに日本国内の9校、中華人民共和国やタイ王国、イギリスの43校園が、SPS認証を目指した活動を展開している。そこで本報では、国内外での普及が進められているSPS活動のエビデンスとなる客観的な評価基準の方向性について検討する必要があると考え、本調査を計画・実施した。

## 〔方法〕

調査対象は、令和2年3月末時点でSPS認証を受けていた17校である。調査は、各校における校内での児童生徒の外傷の発生状況と災害共済給付の申請状況、SPS活動に関わった児童生徒・教職員・PTA及び地域住民における「学校安全」に関わる安全意識と安全行動の変化の状況と、その変化を説明する根拠となる資料の有無について、各校のSPS担当教員を通じて回答を求めた。なお本報では、校内における児童生徒の外傷の発生状況と災害共済給付の申請状況に関わるデータの集計結果について報告する。

## 〔結果〕

SPS活動の継続期間を基準に、調査時点で3年間以上継続している学校群(「3年以上群」:8校)と3年間未満の学校群(「3年未満群」:9校)に分類して比較を行った。

校内における外傷の発生件数では、SPS活動年数が「3年以上」群の方が「3年未満」群に比べて多い傾向( $F=7.516, p<0.01$ )が観察された。一方、災害共済給付の申請割合では、図に示したように「3年以上」群の方が「3

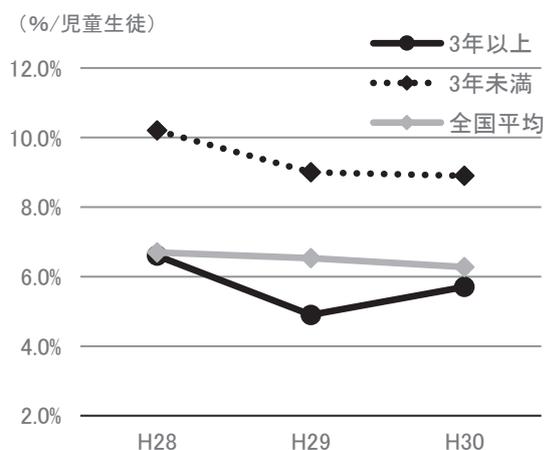


図.SPS活動年数群別にみた  
災害共済給付申請割合の年度比較

年未満」群に比べて少なく( $F=6.340$ ,  $p<0.05$ )なっていることが確認された。

**【結論】**

調査校数が少ないものの、今回の調査結果から、SPS活動を継続することにより、当該校の児童生徒の災害共済給付件数を低下させる可能性のあることが示唆された。

**-memo-**

## シンポジウム

### 新型コロナウイルスと日々の安心・安全

衛藤 隆（日本セーフティプロモーション学会理事長、東京大学名誉教授）

2019年12月に中国湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生したことが報ぜられてから、その原因が新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）であることが判明し、さらに武漢市の封鎖などの強力な対策にもかかわらず、本ウイルスの感染拡大が短期間に世界に及んだ。文字通り、あっという間に世界に感染が拡大した。本ウイルスによる感染症を COVID-19 という略称で示すことが世界的に共有された。その後いくつかの変異株が出現し感染のしやすさや重症化の度合い等に変化を生じている可能性が指摘されて現在に至っている。無症候の人から感染が起こること、高齢者やある種の基礎疾患を有する人が重症化しやすいこと等の特徴は、予防のために一般的な感染予防対策をする以外に効果的な方策がなく、世界中の人々の生活を一変させた。セーフティプロモーションの立場から考えると、未知のウイルス病原体の感染から如何に人々を守るかという基本的命題に正面から取り組むことを余儀なくされた地球規模の課題であった。治療や予防について病態の解明とともに少しずつ知見が集積されてきたが、未だ不十分である。病原ウイルスの遺伝子配列の解明が2020年1月の時点で公表され、これを元に様々な新しいタイプのワクチン（サブユニットワクチン、ウイルスベクターワクチン、不活化ワクチンなど）が開発され2020年秋以降接種が開始された。日本においても2021年初頭から接種が計画され2月から医療従事者から接種が開始された。今回の新型コロナウイルス感染は人々の日常生活を脅かし、日々の安心・安全を感じることが出来る状況には未だ達していない。科学的な根拠に基づく情報を整理したものを理解し、それに基づき対処方針を決めるという作業を日々繰り返していくことが現状では求められる。この講演はその一助となるべく情報提供を行い、考え方を述べたい。

#### 参考文献

- 1) 黒木登志夫. 新型コロナの科学. パンデミック、そして共生の未来へ. 中公新書 2625. 中央公論新社, 2020
- 2) 衛藤 隆: これからの健康教育に求められるもの. 保健の科学, 62(11): 724-728, 2020

-memo-

## シンポジウム

### コロナ禍における自殺対策

反町 吉秀（青森県立保健大学）

コロナ禍にみまわれた2020年、日本の自殺者数は、21,081人、912人増（約4.5%増）となり、11年ぶりに増加に転じた。本講演では、現時点におけるコロナ禍における自殺の特徴を概観した上で、コロナ禍に対応した自治体並びに政府による自殺対策の取組について紹介する。

2020年の自殺者数の経年変化は、これまでとは大きく異なっていた。新型コロナウイルス感染症が日本国内で拡大し始めた2020年2月から6月にかけての月別自殺者数は前年同月と比較し減少した。一方、7月から12月にかけては、前年同月より増加した。女性の自殺者は7,026人となり、前年比935人（15.4%）増加した。また、未成年者の自殺者数も777人となり、前年比118人（17.9%）増加した。また、2015年から2019年の回帰モデルによる予測値と実測値の差から、著名人の自殺報道による影響が示唆されている。

新型コロナ関連予算やコロナ禍に対応した補正予算を活用し、地方自治体による先進的自殺対策が実施されている。取組例としては、危機的な状況で、生きづらさを抱える人への相談の受け皿を強化する事業、女性・若者への相談体制の強化する事業、感染予防のためオンラインを活用した事業、支援者に対する支援事業、新型コロナ感染者に対する事業等がある。

一方、政府は、新型コロナ感染に対応して、住居確保給付金の要件緩和や生活福祉資金の特例貸付を実施した。さらに、コロナ禍の遷延に伴い、住居確保給付金の再給付や生活福祉資金の再貸付等も実施した。いのち支える自殺対策推進センターによる日別自殺者数の予測値と支援資金申請件数との関連の分析により、生活福祉資金による特例貸付等による生活困窮対策が、一定程度自殺者数を抑制している可能性が示唆されている。

#### 文献

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課. 令和2年中における自殺の状況. 2021年3月16日.

厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター. コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）. 2020年10月21日.

厚生労働大臣指定法人 いのち支える自殺対策推進センター. コロナ禍における自殺対策の取組事例. 2020年12月23日.

-memo-

## 一般口演 1

## コロナ禍における小中学生の手洗いの改善の取組、動機、方策等の実態と認知的スキルとの関連性—セルフレポートに基づく結果より—

○望月昇平<sup>1)</sup>, 衛藤佑喜<sup>1)</sup>, 大西瞳<sup>2)</sup>, 西岡伸紀<sup>1)</sup>

1) 兵庫教育大学大学院, 2) 宇治市立菟道第二小学校

## I 背景及び目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒には手洗いの強化が求められてきた。このような生活習慣の改善には、目標設定スキル（以下、GSS）や意思決定スキル（以下、DMS）の認知的スキルが有用とされる。そこで、本研究では、手洗いの改善指導の基礎情報を得るため、手洗いの改善の取組、方策、動機、認知的スキル等の実態及び相互の関連性を明らかにする。

## II 方法

2020年8～9月上旬に公立小中学校計6校、1023名の協力を得て、無記名式による質問紙調査を行った。調査項目は、現在の手洗い習慣の状態、習慣に対する評価、改善の意思、動機<sup>\*</sup>、当該年度における改善の取組状況、継続期間、改善のための方策<sup>\*</sup>等13項目、阻害要因<sup>\*</sup>、GSS、DMSとした（<sup>\*</sup>複数回答）。結果では、小中全体の状況、小中の比較結果、改善等とGSS、DMSの関連性をt検定及びロジスティック回帰分析により分析した。

## III 結果

改善の取組状況（継続、中止、未実施）では、継続者の割合が75%以上であった。また小中の比較では、小学生では継続者の割合が、中学生では未実施の割合が、より多かった。

改善の動機では、全体では「ばい菌が付いている」「風邪などが流行していた」「手をきれいにしたいから」の割合が多かった。また、小学生では「家の人に言われた」「授業や保健だよりで知った」がより多かった（ $p=.017/.015$ ）。

方策では、全体では「とにかく頑張った」「特に工夫していない」が多かった。また小学生では前者が、中学生では後者がより多かった（ $p=.000/.000$ ）。

阻害要因では、小中共に「面倒臭くなった」が多かった。

GSS17項目について因子分析を行い、計14項目において3因子（達成への意志、達成への計画、周囲への相談）を、DMS18項目についても同様に分析し、計11項目において3因子（振り返り、直感、結果予想）を抽出した。

改善の取組（継続 vs 中止）と認知的スキルの合計得点、下位尺度得点との関連性については（t検定）、GSSでは、改善の取組状況により、「合計得点」（ $p=.001$ ）、下位尺度「達成への意志」「達成への計画」（ $p=.001/.009$ ）において有意差が認められ、得点が高いほど継続的に取り組んでいた。DMSでも、「合計得点」（ $p=.000$ ）、下位尺度「振り返り」「直感」（ $p=.002/.011$ ）に有意差が見られ、得点が高いほど継続的に取り組んでいた。

改善の取組を目的変数、意思、動機、方策、認知的スキルを説明変数としたロジスティック回帰分析の結果、「改善の意思」（OR：2.709, CI：1.370～5.358）、「直感（低群を基準）」（OR：3.324, CI：1.446～7.641）が有意であった。

#### IV 考察

手洗いの改善の取組は継続されている割合が高かった。改善について、同期は具体的であったが、方策は具体的ではなかった。改善には、認知的スキルが関連しており、指導では、改善方策の具体化、目標設定や意思決定のスキルの活用の有用性が示唆された。

-memo-

## 一般口演 2

### とある医師の「子どもの安全を守る社会作り」に向けた活動記録

○岡田百合香  
豊橋市民病院泌尿器科

#### 緒言

周産期の乳児死亡率が世界最低レベルの日本においても、少なくない数の子どもたちが事故や犯罪で命を落したり、重大な後遺症をおったりしている。これは重大な社会課題であり、その解決のため、公衆衛生や小児科の専門ではない、とある医師の活動についてご報告させて頂く。

#### 活動の報告

自身の出産を機に、日本における子どもの安全（中でも交通事故対策）について関心を持ち、独自に情報収集を開始した。交通事故はじめ、大人が作った社会システムの不備や機能不全により子どもが犠牲になる構造を何とかしなければならぬという危機感から、独自の啓発イベント開催、団体立ち上げといった試みを行った。

市民を対象とした活動ではなかなか成果が出ない中で、多くの専門家の助言を受け、活動のターゲットを行政に向けた。

保健所との縁から、市内の保育施設における新型コロナウイルス感染症対策相談員の業務依頼を受け、市役所保育課と強い繋がりを得ることができた。それをきっかけに、オンラインで市内認可園全園に対し、感染症対策について講義を行う機会を獲得。子どもの事故予防についての講座を盛り込むことにも成功した。2021年1月には、節分行事を控え、子どもの窒息事故予防について市内50園に対しオンラインで講義を行い、保育士の意識向上とともに、保育現場での問題について行政と共有・解決していく道筋を示すこともできた。他県では地域全体で子どもの安全に取り組む自治体も出てきており、豊橋市もそれに続く継続的な活動を展開していきたいと考えている。

また、独自の交通事故防止イベントから市役所の安全生活課とも繋がりを得、市民の交通安全講座に講師として呼んでもらうなど、活動の場を提供してもらえるようになった。

2020年12月10日に行われた、内閣府の第11次交通安全基本計画（中間案）に対する公聴会でのオンライン公述人にも選ばれ、意見を述べた。

2021年度からは、豊橋市警察署の市民評議会評議員にも選抜され、今後さらに安全政策への関わりを強めていきたいと考えている。

## 結語

予防医学や小児科領域の専門家ではない医師の立場から、子どもの安全・交通事故対策という社会課題解決のために自ら道を模索してきた。その道筋と成果、今後の展望について紹介させて頂く。

-memo-

一般口演 3

**A cross-sectional study to determine the prevalence and predictors of child restraint seat use in Aomori Prefecture**

○Mellisa Ogasawara<sup>1)</sup> Atsuko Chiba<sup>1)</sup> Kie Kawauchi<sup>1)</sup>  
Yoshihide Sorimachi<sup>1)</sup>

1) Aomori University of Health and Welfare

Key Words ① Child restraint seat use ② parent/guardian behaviour ③ Aomori prefecture

**Introduction:** Prior research has conclusively shown that child restraint seats (CRS) significantly reduce injury and death in the case of a motor vehicle accident. Since 2000, Japan's legislation has required CRS use for children under six years. However, twenty years after the legislation's introduction, compared with many other developed countries, the national CRS rate of use is still low, and Aomori prefecture is no exception. With no previous investigations specific to Aomori prefecture, this study aimed to identify the prevalence of restraint seat use and determine parent/guardian factors associated with CRS non-use.

**Method:** A cross-sectional study using self-report questionnaires was conducted in 2019. Study participants were parents/guardians of children attending a kindergarten in Aomori prefecture. Data were analysed with SPSS using descriptive and crosstab analysis methods. A *P* value cutoff point of 0.05 was used to determine statistical significance. The analyses measured the prevalence of seatbelt and CRS use and the relationship between caregiver attributes and use or non-use of a CRS.

**Results:** The response rate for correctly completed surveys was 53% (2246), representing 3769 children between 0 and 10 years. Most respondents reported wearing seatbelts every time regardless of whether they were the driver (99.3%) or the front seat passenger (98.9%) when travelling short and medium to long distances and on expressways. However, the seatbelt use rate as a backseat passenger, regardless of the journey length, was significantly lower at 25.8%. CRS use was highest on expressways at 86.5%, and for medium and long distance trips it was slightly lower at 81.2%. However, consistent CRS use on short trips was considerably lower, with only 69.5%. Crosstab analysis identified a positive relationship between parents who wear a seatbelt as a passenger in the backseat and CRS use on short-distance trips on local roads ( $\chi^2(9) = 98.6, p < .001$ ). The analysis showed perceived susceptibility to an accident is associated with higher levels of use while travelling on local roads for a short distance ( $\chi^2(9) = 85.4, p < .001$ ). A positive correlation was also found between the perceived severity of the injury and CRS use ( $\chi^2(9) = 48.2, p < .001$ ). A strong relationship between the use of a CRS on a short distance trip and feeling hassled about using one was found ( $\chi^2(9) = 447.6, p < .001$ ), suggesting that feeling hassled negatively affects CRS use.

**Discussion:** A significantly lower number of children are restrained in a CRS during short trips on local roads and adult seat belt use in the back seat is alarmingly low (25.8%). Parents/guardians' perceived susceptibility to an accident and severity of injury in the

case of an accident are strong predictors of CRS use on short drives. The combination of the back seat and short-distance likely evokes a false sense of safety in parents/guardians who do not use a seatbelt in the back seat or a CRS on short trips. Such a sense of safety may lead them to feel hassled to buckle up their child when only travelling down the road. **Conclusion:** This study has provided insight into reasons for CRS non-use. This information can be used to develop intervention programs and future research targeting caregivers. Intervention programs need to address misconceptions of rear-seat safety, so should include strategies that disseminate accurate knowledge of the risks associated with non-use of seat belts and CRS in the rear seat, the likelihood of having a crash and injury susceptibility on short-distance trips.

**-memo-**

## 一般口演 4

## 高校生のスポーツ外傷・障害の実態，関連要因，予防に関する実践的研究

○山本順子<sup>1)</sup>，西岡伸紀<sup>2)</sup>

1) 兵庫県立高砂南高校，2) 兵庫教育大学大学院

## 1 背景及び目的

学校管理下において、体育的部活動（以下「運動部活動」という）中の災害が学校全体の災害の多くを占めている。勤務校においても、2011年度の運動部活動中の災害が全体の69%を占めていた。そのため、整形外科医と連携したスポーツ外傷・障害予防教育を実践した結果、2012年60%、2013年49%と減少した。運動部活動中の災害の割合は兵庫県立高等学校においても高く、2016年度では全体の63%を占めていた。そのため、勤務校での実践を活かし、スポーツ外傷・障害の詳細な発生状況と発生要因、予防教育、教育効果を評価するため、2017年度、兵庫県立高等学校4校に所属する2年生全員（1,131名、内運動部員714名）に対して、スポーツ外傷・障害の実態把握・要因分析、予防教育、効果検証を行った。本報では検証結果と今後の課題を報告する。

## 2 方法

実態把握のための調査は、経験したスポーツ外傷・障害、原因スポーツ、発生要因について、選択肢形式で実施した。予防教育内容は、消炎処置やストレッチなどの予防知識・行動を講義・実技で実施し、振り返り学習では、指導と同じ内容で実施した。効果検証のための質問紙調査内容は、指導の内容を4件法27項目で指導前後に調査し、Wilcoxonの符号付順位検定を用い、有意水準5%とした。

## 3 結果

スポーツ外傷・障害の実態については、上位11項目の内10項目において全体と運動部員の結果が一致し、全体では貧血、運動部員ではシンスプリントが多かった。発生の要因分析（セルフレポート）では、運動要因が24.6%を占め、ケア不足20.3%、身体的準備不足19.2%、水分補給・休憩不足9.6%、体調管理不足8.6%、環境要因6.6%等であった。要因の多くは、主体要因であり、全体の66.6%を占めた。

教育効果が認められた項目は、行動では、身体の部分を意識したストレッチの実施、静的トレーニング方法であるアイソメトリックなどの筋力・体幹強化方法の実施、コンディションによる練習内容や負荷量の調整、温める・温浴や温冷交代処置など筋疲労のケアであった。意識では、慢性期の温処置や回復期の温冷交代処置など温める消炎処置であった。コンディションチェックでは効果が認め

られなかった。振り返り学習による前後の有意差については、学習の実施校の方が未実施校より多くの項目において認められた。

#### 4 考察

スポーツ外傷・障害には主体要因が多くを占め、予防教育によって意識や行動変容が認められた。多くのスポーツ外傷・障害が教育により予防できると考えられる。しかし、教育効果と反して災害増加も認められた。今後、実態と要因、予防教育に関する研究を深め、効果的な教育実践プログラムの開発が求められる。

-memo-

## 一般口演 5

## アイカメラによるながらスマホの危険性解析

○後藤健介<sup>1)</sup>，青木聡志<sup>1)</sup>，北村亮汰<sup>1)</sup><sup>1)</sup> 大阪教育大学

## 1. はじめに

近年、自動車や自転車の運転中のスマートフォンの使用、通称「ながらスマホ」による重大な事故が多く発生し、2019年12月より道路交通法が改正され、運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則が強化されるなど、生活を豊かにする機器の安全な使い方の重要性が改めて見直されている。本研究では、歩行時と自動車運転時における「ながらスマホ」の危険性について、アイカメラを用いた視線解析を行い、通常時と「ながらスマホ」時における視線の違いなど検討し、「ながらスマホ」の危険性について調べた。

## 2. 方法

歩行時と自動車運転時における「ながらスマホ」時における視線解析を調べるため、2種類の実験を実施した。歩行時の実験では、事前に歩行し撮影した動画を編集し、動画上に表示される赤い円を認識するまでの反応時間を計測した。加えて、視線の動きについても解析を行った。スマートフォンの操作として、電車の乗り換え検索を行わせ、モバイルメッセージングアプリ LINE (LINE 株式会社) により、目的地到着時刻を送信させた。

自動車運転時における実験では、ドライビングスクールに設置されている四輪シミュレーター (株式会社セガ・ロジスティクスサービス製 SLDS-3G) を使用し、街中を自動車で走行時の視線解析を行った (1回10分程度)。本実験においても、スマートフォンでの電車の乗り換え検索による負荷あり、なしの2パターンで実施した。

## 3. 結果と考察

歩行時における実験では、赤い円を認識するまでに要した時間は、スマートフォンを使用しない通常時では全体的に認識時間に差が見られなかったが、ながらスマホ時では通常時と比べ差が明らかに大きくなっており、認識時間については有意な差が見られた ( $P < 0.01$ )。視線解析においては、ながらスマホ時に前方とスマートフォンを交互に見る動きが主なことに加え、前方よりもスマートフォンを注視していることが分かった。

また、自動車運転時の実験では、「ながらスマホ」時における運転者の視線の動きの範囲が狭くなるほか、スピードメーターをほとんど見ていない、というこ

とが明らかとなった。

本研究の結果より、「ながらスマホ」時においては、前方の障害物に対しての認識が遅い上に、視野が狭くなる、視覚的注意力が散漫になることを示しており、「ながらスマホ」によって、事故につながる危険性が高まることが分かった。

### **謝辞**

実験にご協力いただきました八尾柏原ドライビングスクールの皆様に厚く御礼申し上げます。

**-memo-**

## 一般口演 6

### 防災教育の現状と災害への危機意識—学生アンケートの結果から

後藤健介<sup>1)</sup>，孫 静怡<sup>1)</sup>

<sup>1)</sup> 大阪教育大学

#### 1. はじめに

南海トラフ地震の発生が危惧されている我が国では、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災などの大規模災害を経験し、その都度、防災・減災の重要性が高まりとともに、防災教育が学校で実施されるようになり、子どもの自然災害に対する危機意識の向上が叫ばれてきたが、若年層ほど災害への備えの意識が低いとも言われている。

本研究では、大学生を対象として、防災教育の印象と現在の防災意識についてのアンケートを実施し、若年層における防災教育の現状と災害への危機意識について調査した。

#### 2. 方法

大学生 89 名に対して 2020 年 12 月に、「高校までに受けた防災教育についての印象」と「現在の防災意識」についてのアンケートを実施した。「高校までに受けた防災教育についての印象」を調査するため、どの年代で防災教育を受けたか、防災教育の中でどのようなことが印象に残っているか、など計 4 問の設問を用意した。また、「現在の防災意識」を調査するため、地震に被災することに対する危機感の度合いや、防災情報の入手先、家庭などでの災害対策、自身が住む地域における災害についての認知状況など、計 13 問の設問を用意した。

#### 3. 結果と考察

「高校までに受けた防災教育についての印象」について結果を見ていくと、回答者の約 99%が小学校から高校までの間に防災・災害に関する授業を受けたことがあると答えており、小学校および中学校で受けた人はそれぞれ 88%であるのに対し、高校では 57%であった。また、学校の防災・災害に関する授業で学んだことで、印象深く残っていることは、「災害の写真や画像」が最も多く、次いで「災害の内容」、「防災・対策方法」を選択した人が順に多かった。

また、学校の授業以外で防災・災害に関する情報の入手については、81%の人が入手しており、その入手媒体としては「テレビ」が最も多く、次いで「インターネット」、「親・親戚」であった。その一方で、自分が住んでいる地域ではどの

ような災害の被害に遭いやすいか知っている人は 85%であり、その入手媒体としては、「親・親戚」が最も多く、次いで「インターネット」、「テレビ」の順に多いことが分かった。より身近な環境で被害が起きやすい災害に関しては、テレビなどの不特定多数を対象とした媒体よりも親・親戚から知る機会の方が多いうことが分かった。

自身が災害の被害を受けることに対する危機感については、危機感が高いことを示す度合いを選択した人は 44%と半分に満たなかったことも判明し、防災教育を受けていることが必ずしも災害に対する危機感を高めることに繋がっていないことが明らかとなった。このことは、いかに印象として残る防災教育を実施していくことが重要であることを示している。

**-memo-**

## 一般口演 7

### パンデミックと世界の安心・安全

石附 弘

日本セーフティプロモーション学会理事、日本市民安全学会会長

1 **世界規模**で、人命や人々の生活全般の安全安心、さらに政治・経済・社会・文化にまで影響を与える未知のコロナ災禍（パンデミック）現象に、我々は、何を見、何を考え、何を学んだのか？筆者の関心は、次の2点に向けられた。

① 世界主要国の、政治トップの政治判断、根拠ある安全対策、国民統合（国民の目線、説得、情報開示など）など。・・・独のメルケル首相の例を紹介する。

① 危機に上手く対応した国等の対応の特長如何？・・・台湾の例を紹介する。

#### 2 ドイツの場合

2020/12/12のメルケル首相の議会での「魂の演説」は世界に感銘を与えた。特に、①啓蒙と科学的根拠ある政策、②国家のアイデンティティ：強い民主主義、③個人の責任と団結、④説明責任（「私権の制限を伴うロックダウン」は、自由で民主的な体制と必ず衝突する。いかにパンデミックのような緊急事態であろうと、政府が説明責任を果たそうとせず、強権的な政治を行うのならば、それは独裁への道だ」が印象的)

#### 3 台湾の場合

最大の特長は「スマート」行政執行能力。防疫部局（特に科学的根拠の徹底）とAI担当部局（国民意識の把握と政策への迅速な反映）の一体的対策の推進といえる。例えば、マスクをコンビニで買える（保険証に紐づけ）、市民の要請でマスク増産（予定の10倍）、マスク在庫マップの公開と更新、毎日の会見と丁寧な説明、国民を安心させるため、文化・芸術事業従事者を含め影響を受けた国民に様々な補償金支給。その結果、感染者数・死者数とも世界最低レベルで、経済成長も高い。

このスマート能力は、台湾のひまわり運動（2014年民主化運動）で活躍した「シビックハッカーg0v（ガヴ・ゼロ）」と当局との対話が相互の信頼関係を生み、g0vのメンバーのタンがAI担当大臣に抜擢された。タンは、コロナ危機対処のシステムは「多種多様な開発者、ハッカーの努力の結晶」と指摘する。タ

ンによればデジタル革命とは、すべての人を繋げる包括的、全員関与の民主的で平和な社会をつくるための道具だと。

#### 4 総括 強い民主主義社会の実現のために

(1) コロナ感染者・被感染者の混在の中で、マスク着用等、ひとり一人の行動が決定的意味を有する。顧みれば、民主主義も国民ひとり一人の行動にかかっている。大危機を機に、独と台湾のコロナ予防対策としてのリスクコミュニケーションを通じた「民主主義」への視点に敬意を払いたい。

(2) OECD Guidelines on Measuring Trust (2017.12) は、「人間信頼と制度への信頼の双方が、成長、社会的幸福、ガバナンスの鍵を握っている」と指摘し、SARS 当時の CDC 長官 Dr. J. L. Gerberding は、「信頼されている機関の信頼されている人が、常に透明な情報発信をして、(人々の) 不安を減らしていくことが重要だ」と述べている。われわれは、民主主義の基盤が、すぐ足元にあることを忘れてはならない。

-memo-

学 会 役 員

理事長	衛藤 隆	東京大学	名誉教授
副理事長	藤田 大輔	大阪教育大学	教授
副理事長	反町 吉秀	青森県立保健大学大学院	教授
理事	石附 弘	日本市民安全学会	会長
理事	市川 政雄	筑波大学大学院	教授
理事	木村 みさか	京都府立医科大学	名誉教授
理事	倉持 隆雄	厚木市セーフコミュニティ	総合指導員
理事	境原 三津夫	新潟県立看護大学大学院	教授
理事	後藤 健介	大阪教育大学	准教授
理事	辻 龍雄	つじ歯科クリニック NPO 法人山口女性サポート ネットワーク	院長 理事
理事	徳珍 温子	大阪信愛学院短期大学	教授
理事	西岡 伸紀	兵庫教育大学大学院	教授
理事	稲坂 恵	元横浜市栄区役所	セーフコミュニティ 事業担当
理事	山根 俊恵	山口大学大学院 NPO 法人ふらっとコミュニティ	教授 理事長
監事	岡山 寧子	同志社女子大学	教授
監事	榎本 妙子	同志社女子大学	特任教授

## 学術大会の歩み

学術大会	開催日	大会長	開催場所	大会テーマ
第1回	2007.9.24.	渡邊 能行	京都府立医科大学	
第2回	2008.10.10.	鈴木 隆雄	東京都 老人総合研究所	
第3回	2009.8.28-29.	反町 吉秀	十和田市 文化センター	
第4回	2010.11.19.	石附 弘	ロワジールホテル 厚木	
第5回	2011.11.18-19.	藤田 大輔	大阪教育大学 学校危機メンタル サポートセンター さつきホール	安全推進情報の共有と展開を目指して
第6回	2013.3.8-9.	西岡 伸紀	兵庫教育大学 神戸サテライト	科学的根拠を踏まえた安全戦略—根拠の追求と不十分な場合の方策—事故や災害から何を学び、どのように活かすか
第7回	2013.11.22-23.	市川 政雄	筑波大学	個と集団のリスクを考える
第8回	2014.11.29-30.	辻 龍雄	山口大学医学部 霜仁会	セーフティプロモーション安心して生活できる地域づくりを目指して～事故・犯罪・虐待のない社会～
第9回	2015.12.12-13.	反町 吉秀	大妻女子大学	もう一度、安全・安心を問う ～セーフティプロモーションの原点に立ち返って～
第10回	2016.12.10-11.	木村 みさか	京都学園大学 太秦キャンパス	学会設立10年目、未来に向けて
第11回	2017.12.2-3.	衛藤 隆	東洋大学 朝霞キャンパス	暮らしの安全を考える—改めてセーフティプロモーションとは?—
第12回	2018.11.24-25	辻 龍雄	山口大学医学部 霜仁会館	“ひきこもり”について考える
第13回	2019.12.14-15	徳珍 温子	大阪信愛学院 短期大学	安全・安楽・安心な暮らしを科学する

## 第14回学術大会実行委員

- 石附 弘 (日本市民安全学会 会長)
- 市川 政雄 (筑波大学大学院 教授)
- 衛藤 隆 (東京大学 名誉教授)
- 木村 みさか (同志社女子大学 教授)
- 後藤 健介 (大阪教育大学 准教授)
- 反町 吉秀 (青森県立保健大学大学院 教授)
- 辻 龍雄 (つじ歯科クリニック 院長,  
NPO 法人山口女性サポートネットワーク 理事)
- 徳珍 温子 (大阪信愛学院短期大学 教授)
- 西岡 伸紀 (兵庫教育大学大学院 教授)
- 藤田 大輔 (大阪教育大学 教授)

日本セーフティプロモーション学会誌 第14巻第1号  
Japanese Journal of Safety Promotion Vol.14 No.1

令和3年4月発行

編集者 日本セーフティプロモーション学会誌編集委員会

発行所 日本セーフティプロモーション学会

事務局

大阪教育大学 学校安全推進センター内

〒563-0026 大阪府池田市緑丘1-2-10

Tel 072-752-9905 Fax 072-752-9904

E-mail : JapaneseSSP@gmail.com